令和７年第３回（１０月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

第　１　日　（１０月１５日）

議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 4
職務のため出席した事務局職員 …… 4
開　　会 …… 5
開　　議 …… 5
職員紹介 …… 5
議事日程の報告 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
議会運営委員長の報告 …… 5
会期の決定 …… 7
諸報告 …… 7
一般質問 …… 9
管理者提出議案の上程及び説明 …… ３９
議案第９号の説明、質疑、討論、採決 …… ４０
議案第１０号の質疑、討論、採決 …… ４９
議会行政視察研修の実施について …… ５７
閉会中の継続審査の件 …… ５８
管理者挨拶 …… ５９
閉　　会 …… ５９

埼玉中部環境保全組合告示第６号

令和７年第３回（１０月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年１０月８日

埼玉中部環境保全組合　管理者　　神　　田　　隆

１　期　　日　　令和７年１０月１５日（水）午前９時

２　場　　所　　埼玉中部環境センター　議場

３　附議事件

１）　議案第　９号　令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号）

２）　議案第１０号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番	後　藤　耕　佑　議員	２番	西　尾　綾　子　議員
３番	川　﨑　葉　子　議員	５番	金　子　雄　一　議員
６番	竹　田　悦　子　議員	７番	青　野　康　子　議員
８番	桜　井　　卓　議員	９番	湯　沢　美　恵　議員
１０番	村　田　裕　子　議員	１１番	福　井　　学　議員
１２番	大　野　陽　康　議員	１３番	岩　崎　　勤　議員
１４番	杉　田　しのぶ　議員		

○不応招議員（なし）

令和７年第３回（１０月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程　第１号

令和７年１０月１５日（水曜日）　午前９時開会

開会及び開議

第１　議事日程の報告

第２　会議録署名議員の指名

第３　議会運営委員長の報告

第４　会期の決定

第５　諸報告

第６　一般質問

第７　管理者提出議案の上程及び説明

第８　議案第９号の説明、質疑、討論、採決

第９　議案第１０号の質疑、討論、採決

第10　議会行政視察研修の実施について

第11　閉会中の継続審査の件

閉　　会

○出席議員（１３名）

１番	後藤耕佑 議員	２番	西尾綾子 議員
３番	川﨑葉子 議員	５番	金子雄一 議員
６番	竹田悦子 議員	７番	青野康子 議員
８番	桜井　卓 議員	９番	湯沢美恵 議員
１０番	村田裕子 議員	１１番	福井　学 議員
１２番	大野陽康 議員	１３番	岩崎　勤 議員
１４番	杉田しのぶ 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	神田　隆	君	
副管理者	並木正年	君	
副管理者	三宮幸雄	君	
代表監査委員	山田順司	君	
会計管理者	横田喜和	君	
事務局長 兼施設課長	藤倉　聡	君	
総務課長 兼総務課係長	大澤修一	君	
建設推進課長	宮澤祐紀	君	

○職務のため出席した事務局職員

書記	青木伸祥		

◎開会の宣告　（午前　９時０５分）

○村田裕子議長　皆様、おはようございます。ただいまから令和７年第３回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めておりますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○村田裕子議長　これより本日の会議を開きます。

◎職員紹介

○村田裕子議長　ここで、出席する職員に交代がありますので、管理者からご紹介をお願いいたします。

管理者。

○神田　隆管理者　おはようございます。改めまして、それでは議長のお許しをいただきましたので、交代する事務局職員の紹介をさせていただきます。

議員の皆様から向かって右側後列でございますが、会計管理者につきましては、吉見町におきまして10月１日付で人事異動がありましたので、嶋﨑会計管理者が異動しました。その後任といたしまして、横田喜和を当組合の会計管理者として選任いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横田喜和会計管理者　横田と申します。よろしくお願いいたします。

◎議事日程の報告

○村田裕子議長　日程第１、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○村田裕子議長　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、13番、岩崎勤議員、14番、杉田しのぶ議員、１番、後藤耕佑議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○村田裕子議長　日程第３、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月８日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

湯沢議会運営委員長。

○湯沢美恵議会運営委員長　おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、日程第３、議会運営委員長の報告を申し上げたいと思います。

去る10月８日午前９時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第４、会期の決定につきましては、本日１日限りといたします。

日程第５、諸報告につきましては、管理者諸報告でございます。

日程第６、一般質問。通告者は５名でございます。なお、質問は３回までとし、答弁を含めて１時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第７、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第８、議案第９号　令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号)。

日程第９、議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第10、議会行政視察研修の実施について。

日程第11、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第７、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第９、議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、山田代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、決算説明のため全員協議会を開催することに決定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議事日程は以上であります。

また、現在組合で実施しております埼玉中部環境センターの再生に関する聞き取り調査の結果につきまして、執行部より組合議会へ報告をしたい旨の申出がございました。本定例会の閉会後にも全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、行政視察研修に関しましては、参加者は8,000円の自己負担をいただくことと、クールビズ期間ではございますが、ネクタイの着用についてご協力をお願いすることに決定をいたしました。

そして、当組合の表彰規程に基づく表彰式の挙行について協議がなされ、議会定例会の開会前に挙行することに決定をし、先ほど挙行されました。

さらに、令和７年の人事院勧告に基づき、給料及び期末手当等の引上げ改定が予定されていますが、当組合の職員給与条例は、鴻巣市の条例を準用しており、鴻巣市の職員給与条例が人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の期末・勤勉手当の支給率は、自動的に0.05月分が引上げとなり

ますが、当組合の特別職及び議員の期末手当につきましては、組合の条例で定められており、職員の支給率が改正された場合には、職員と同様の率で改正している経緯がございますので、議会運営委員会といたしましては、前例に倣い、地方自治法第179条の規定により、専決処分で対応することに決定をいたしました。

加えまして、今議会におきましては、会議が午後までかかることが見込まれるため、昼食を用意することに決定をいたしました。

以上が10月８日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長　ありがとうございました。

◎会期の決定

○村田裕子議長　日程第４、会期の決定につきましては、湯沢議会運営委員長の報告のとおり、10月15日、本日１日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○村田裕子議長　日程第５、諸報告を行います。

管理者から第２回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○神田　隆管理者　おはようございます。本日ここに、令和７年第３回10月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年第２回議会定例会以降の事務の執行状況等につきまして報告申し上げます。

初めに、事務局の人事関係でございますが、吉見町において10月１日付で、人事異動により、嶋﨑会計管理者が異動したことに伴い、その後任に横田会計管理者を当組合の会計管理者として選任しておりますので、前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

続いて、お手元に配付させていただきました令和７年４月から令和７年９月までの上半期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが１万6,982.27トン、粗大ごみが730.61トンの合計１万7,712.88トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみは842.88トンの減、粗大ごみも25.24トンの減、合計868.12トン、4.67％の減でありました。

当組合管内から発生したごみ処理量は、可燃ごみ、粗大ごみともに減少しておりますが、今後もごみの減量に向け、啓発活動、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

このほかに、他団体からは、桶川市から2,373.68トン、彩北広域清掃組合から125.01トンの可燃ごみを処理しております。また、灰の処分につきましては、合計2,208.12トンをセメント原料として処理委託しております。

施設の老朽化が進んでおり、突発的な修繕が必要となる状況が見受けられますが、運転・維持管理業務につきましては、適宜保守点検整備、修繕等を実施して、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、入札関係ですが、６月９日に修繕２件と委託業務２件、６月13日には委託業務２件、７月８日には修繕２件と委託業務２件、８月１日には修繕３件の入札を執行しております。

次に、新たなごみ処理施設等整備事業についてですが、令和７年９月から１か月間、生活環境影響調査結果の縦覧を行い、意見書の提出を受け付けましたが、縦覧者はおりませんでした。

また、鴻巣市都市計画ごみ焼却ごみ処理場の決定に関する説明会が８月９日、10日に行われ、組合職員３名が出席いたしました。

続いて、新たなごみ処理施設等地元協議会でですが、７月２日に第２回、８月30日に第３回が開催され、委員の任期満了に伴い、新たな委員に対し委嘱状の交付を行ったとともに、今後の予定等について協議がなされております。引き続き地元対応について協議を行ってまいります。

このほか、新たなごみ処理施設等調整池築造工事基本設計業務委託につきましては、入札の結果、サンコーコンサルタント株式会社北関東支店、新たなごみ処理施設等土地鑑定評価業務委託については、入札の結果、株式会社赤熊不動産鑑定所、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定支援業務委託につきましては、プロポーザル方式により株式会社建設技術研究所関東事務所と委託契約を締結し、業務に着手しております。

次に、現在の埼玉中部環境センターの再生についてですが、令和７年９月30日に開催されました正副管理者会議におきまして、組合事務局でまとめた埼玉中部環境センターの再生に関する聞き取り調査報告書を踏まえた私の考えを申し上げましたので、その内容を申し上げます。

私は、現在の物価高騰などの情勢に連動し、建設事業費が上昇傾向にあることを踏まえ、公共施設の整備に関しては、使えるものは使っていく、できるだけ無駄を省きつつ、よりよい事業の推進に努める、いわゆる最少の経費で最大の効果といったことを念頭に行政に取り組んでおります。

今回、その一環で、現在の中部環境センターの再生を提案いたしました。そして、副管理者にご理解をいただき、施設の再生の可能性を探るべく、本施設に関係する会社等の協力の下、聞き取りの調査を実施いたしました。その結果、協力していただいたごみ処理施設などの整備に実績のあるコンサルタントから、中部環境センターでは、施設の老朽化が進んでおり、これによって工事の規模が大きくなること、また交付金の採択の関係などから、様々な付帯工事も必要であることなどか

ら、事業全体での構成市町の負担は、新設事業と比較してメリットを見いだすことが難しいことが推測されるとの意見が出されました。

さらに、弁護士からは、この報告書の内容から推測される事業規模は、本組合と債権者の間で交わされている和解条項に該当する可能性が高いとの意見が出されたこと、これらを踏まえて、本センターの再生は難しいとの考えに至りました。このような結果になり、残念な面もありますが、この調査によって、この施設の再生が難しいことを改めて確認できましたこと、またこの施設の老朽化の現状について再確認したことが、今後の維持管理の参考になるなど、得ることもあったと考えております。

以上が私が申し上げた内容です。これを踏まえ、正副管理者会議で、今後、現施設の再生は検討はせず、引き続き新たなごみ処理施設整備基本計画を進めることが決定いたしました。

なお、聞き取り調査報告書内容につきましては、本定例会後の全員協議会で説明させていただきます。

次に、新たなごみ処理施設の仮称についてですが、正副管理者会議において協議し、仮称を「（仮称）新埼玉中部環境センター」といたしました。

なお、これはあくまでも仮称でありますので、今後、正式名称または愛称などについて、その決定の方法も含め、改めて検討してまいります。

結びに、今後とも、より健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○村田裕子議長　管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○村田裕子議長　日程第６、一般質問を行います。

質問通告者は５名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

１番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○８番　桜井　卓議員　それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名１、新たなごみ処理施設等整備運営事業における地元経済への貢献について。新たなごみ処理施設の整備及び運営は、行政が実施する事業の中でも飛び抜けて予算規模が大きくて、つまり経済波及効果が非常に大きな事業であるということであります。新たなごみ処理施設等整備基本計画では、建設と20年間の運営の総事業費700億円を超えるというような試算が出ておりまして、この全額を２市１町の管外の企業に流失させるわけにはいかないだろうと。地元企業の活用あるいは地元人材の雇用ということにつなげていかなければいけないのではないかということは言うまでもな

いと思います。

また、ごみ処理施設は住民生活に欠かせないインフラでありますので、災害発生時でも迅速に復旧をして、ごみ処理を確実に継続する必要がありまして、災害廃棄物の収集運搬、処理に当たっては、地元企業との連携、こういったものも非常に重要であると考えております。

最近の近隣の施設整備の事例を見ますと、行田羽生資源環境組合では、要求水準書、こちらを作成する際に、運営における遵守事項としまして、地元の雇用促進に配慮することを明記しております。また、行田羽生資源環境組合、久喜市、いずれも落札者の決定基準書の評価項目の中に、地元経済、地域社会経済への貢献という項目がありまして、地元企業の活用と市内人材の雇用というものを挙げております。

行田羽生資源環境組合の入札では、１社（１グループ）のみの応札でありましたが、構成員の中には、行田市に所在しております小川工業株式会社、大野建設株式会社、株式会社カンエイメンテナンスなどが含まれておりました。非価格要素50点満点中、地元経済への貢献が５点、１割占めておりまして、地元企業をグループに加えられるかどうかということが、業者の選定に大きく左右したのではないかということも考えられます。これらを踏まえまして、２点伺います。

（１）、新たなごみ処理施設等の整備及び運営において、地元経済への貢献だけでなく、災害時の迅速な対応という観点からも、地元企業の活用や地元人材の雇用が重要と考えますが、管理者の見解を求めます。

（２）、地元企業の活用や地元人材の雇用を確実に行うための方策、要求水準や落札者決定基準への記載につきまして、地元企業の活用や地元人材の雇用を確実に行うためにはどのような方策が考えられるか伺います。

以上でございます。

○村田裕子議長　質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○神田　隆管理者　桜井議員さんの質問にお答えいたします。

件名１の新たなごみ処理施設等の整備運営事業における地元経済への貢献についての１点目、地元企業の活用や地元人材の雇用についてですが、新たなごみ処理施設等の整備及び運営において、地元企業を活用し、また地元人材を雇用することは、地元経済の活性化につながるものと認識しております。また、災害時の迅速な対応という観点からも有効であると考えております。

以上です。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　続きまして、（２）、地元企業の活用や地元人材の雇用を確実に行うための方策についてですが、新たなごみ処理施設の発注については、整備基本計画において、事業方式は

公設民営方式という、建設から運営まで一体として発注するＤＢＯ方式としており、また入札方式については、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引において、総合評価落札方式を活用することとされておりますので、これらを踏まえ、事業者選定に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の地元企業の活用や地元人材の雇用につきましても、事業者選定に向けた事務を進める中で、検討材料になるものと考えております。

○村田裕子議長　答弁が終わりました。

桜井議員。

○８番　桜井　卓議員　１回目の答弁、簡単な答弁いただきました。

まず、（１）番についてですけれども、管理者からは有効であるという見解は示されたのですけれども、具体的に、ではどうするというところまでは言及をしていただけなかったのかなと思います。事業者の選定については、先ほど（２）のほうの関係で答弁ありましたけれども、選定としてはプロポーザル方式ということになると思います。地元企業の活用や地元人材の雇用を評価項目に設けて、そこにどの程度加点をするのかというのは、最終的には管理者の判断になるのかなというふうに思います。有効ではあるということだったのですけれども、これは希望として、地元企業に入ってもらったらうれしいなという程度では困ると思うのです。地元企業が入っていることを義務づけるとまでは言わなくても、やっぱりしっかりそこのところは評価していただくという必要があるだろうと思います。管理者として、地元企業の活用や地元人材の雇用をどれぐらい求めるかというのは、この評価基準の配点という形でしっかりと意思表示ができるものと思います。重視することもできるし、軽視することもできるし、無視をすることもできる。管理者としては現時点で、なかなかまだ先の話ではあるのですけれども、現時点でどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、（２）についてですけれども、１回目の質問の中で、私のほうからほかの自治体の事例として、要求水準や落札者決定基準への記載という方策があるということは申し上げました。ただ、先ほど答弁いただいたように、方式としてはＤＢＯで、整備から運営まで一括で発注するということ。それから、総合評価落札方式になるということで、そこにどうやって地元人材の雇用だったり、地元企業を位置づけていくかというのはなかなか難しい問題なのかなと思っております。地元人材の雇用に関しては、事業者を選定された後でも雇用できるということで問題ないのですけれども、地元企業の活用に関してはなかなか難しくて、評価の中で加点、配点をしたとしても、審査によって漏れてしまうということが考えられるわけで、確実に地元企業が使えるという方策はなかなか難しいことだと思うのですけれども、この要求水準書や落札者決定基準への記載以外にも、地元企業を活用できる方策というのが考えられるのかどうか、できるだけ地元企業がしっかり活用できるような方策を検討していただきたいなと考えているのですけれども、いかがでしょうか、改め

てお伺いいたします。

○村田裕子議長　２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

神田管理者。

○神田　隆管理者　１点目の再質問でございますが、新ごみ処理施設整備運営事業における地元経済への貢献についての（１）の、現時点でどのように考えているかについての再質問にお答えいたします。

地元経済への貢献といたしまして、地元企業の活用や人材の雇用は重要なことの一つと考えております。今後とも諮問機関である新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会のご意見等もお聞きしながら検討してまいります。

以上です。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　続きまして、（２）の要求水準書や落札者決定基準への記載以外にも、できるだけ地元企業を活用できる方策を検討できないかについての再質問にお答えいたします。

現時点では、要求水準書や落札者決定基準の作成を行っておりませんので、今後、事業者選定委員会の中で、それらも十分考慮しながら、他事例の研究等を行い、全体のバランスを見て検討していただくことになると思います。

以上です。

○村田裕子議長　２回目の答弁が終わりました。

桜井議員。

○８番　桜井　卓議員　最後、確認の意味で質問させていただきます。

管理者のほうからの答弁をいただきたいなと思います。地元企業の活用や地元人材の雇用をどの程度重視するかということは、これは決して事業者選定委員会が決めることではなくて、組合が決めることだろうと思っております。管理者から選定委員会の意見もお聞きしながら検討したいということでした。現時点では、まだ明確なことは多分言えないとは思うのですけれども、今後、他団体の事例ですとか選定委員会の意見も参考に、正副管理者がしっかりと協議をして、組合としての方針を決定していくというような理解でよろしいでしょうか。選定委員会に任せるということではなくて、しっかりとその意見を参考に皆さんで決めていくということでよろしいでしょうか。

○村田裕子議長　３回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

神田管理者。

○神田　隆管理者　ただいま桜井議員さんのおっしゃるとおり、選定委員会だけではなく、全体的に様々な事例等も研究しながら選定をさせていただきたいと思います。いろいろまだ様々なことが決

まっておりませんので、今答弁にありましたように選定委員会の意見を聞きながらという中で、桜井議員さんのご意見もありましたとおり、全体的に他団体も調査しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長　以上で桜井議員の質問は終了いたしました。

２番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　議席番号６番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

１、新たなごみ処理施設等整備基本計画について。８月９日、８月10日、鴻巣市都市建設部都市計画課主催のごみ焼却ごみ処理場に関する都市計画の決定に関する説明会が開催され、私は８月10日に参加しました。その説明を聞いてびっくりです。新たなごみ処理施設等整備基本計画で示された計画面積は5.8ヘクタールでしたが、説明された面積は5.55ヘクタールであったことです。約2,500平米はどこへ行ってしまったのでしょうか。ごみ処理施設の建設予定地は、鴻巣市の郷地安養寺地区で、この区域を（仮称）新埼玉中部環境センターとして都市計画決定するとの説明がありました。

この件について、私は鴻巣市議会９月定例会での一般質問で取り上げました。執行部の答弁は、建設予定地の敷地面積は、施設外周道路も含め、約5.8ヘクタールとなっておりますが、本年７月に埼玉県と行った協議により、施設外周道路については、鴻巣市都市計画ごみ焼却ごみ処理場の決定には含まれないこととしたため、都市計画原案では約5.55ヘクタールとなっております。なお、新たなごみ処理施設の建設予定地の敷地面積に変更はないと伺っておりますとのご答弁でした。

新たなごみ処理施設等整備基本計画で示された配置図では、外周道路の位置などが示されていません。この外周道路に関わる費用は、事業主体である埼玉中部環境保全組合が負担すること、基本計画に示された概算施設整備費の造成工事費には含まれていないことも質問の中で明らかになりました。事業を進めれば進めるほど明らかになってくる施設整備費の増額です。10月から、ガス、電気代をはじめ、3,000項目の商品が値上げになっています。物価高騰で苦しむ住民の暮らしの実態をどのように認識しているのでしょうか。こうした点も踏まえ、質問を行います。

（１）、基本計画で示された計画面積約5.8ヘクタールと、鴻巣市の都市計画原案で示された約5.55ヘクタールの差異について。

ア、いつの時点で都市計画原案の面積を決定したのか。約5.55ヘクタールの根拠について。

イ、基本計画を策定した検討委員は、鴻巣市都市計画原案の内容について承知しているのか。

ウ、差異の部分の用途として外周道路と鴻巣市は説明したが、どのような配置になるのか伺う。これは皆さんがご存じのとおり、基本計画で示された配置図です。上にある水色の部分が宮殿落悪水路、その下にあるオレンジ色の部分が鴻巣市の市道Ｈ―13号線、一番下のほうにあるオレンジの

部分は、鴻巣市の市道Ｈ―14号線、そして緑色が県道です。この配置図についてお答えください。

エ、土地購入に当たって、計画変更した部分と外周道路の部分の購入価格について。

オ、概算施設整備費で示された概算造成工事費は約41億円となっています。造成工事の内容に変更があるのか。また、外周道路の部分の費用負担について丁寧にお答えください。

（２）、概算施設整備費に係る財源計画について。新たなごみ処理施設等整備基本計画で示された財源計画に基づき質問を行います。私が申すまでもなく、概算施設整備費は約463億円、うち施設整備費が約422億円、造成工事費は約41億円です。この中には、土地購入費も、先ほど述べた外周道路の整備費用も含まれていません。財源計画では、一般財源約59億円、交付税約118億円、地方債約286億円、うち交付税措置約121億円と見ていますので、残り165億円プラス利子は、２市１町で負担することになります。ごみ処理施設建設などに関わってきたという人が、以前ごみ処理建設は１トン当たり約１億円と言われていた。基本計画で示されている数字はあまりにも膨大な数字だと語っています。本来、私たちは４Ｒの生活に努めるとともに、ごみの分別を徹底し、できる限り焼却しない、環境に優しい安価なごみ処理施設建設が求められていると思います。こうした立場に立ち、質問をいたします。

ア、一般財源の負担割合と２市１町の負担額について。鴻巣市の負担割合として59％で約35億円と、私が９月定例会で質問した内容に答えています。本組合で試算した数字を２市１町についてそれぞれお答えください。

イ、地方債に係る返済計画について、返済期間、２市１町の費用負担について。本組合での試算をお示しください。

ウ、維持管理費約12億円と示されているが、各２市１町の負担額について。同じ割合での数字では、鴻巣市９月定例会での私の質問に対し、約7.1億円との数字が示されています。本組合での試算した数字を２市１町についてそれぞれお答えください。

エ、土地の購入費用の概算について。

オ、周辺道路・水路に係る費用負担について。どのような形態で費用負担をするのか、分かりやすくお答えください。

（３）、施設概要及び施設配置について。

ア、全体面積と調整池面積の整合性について。施設配置想定図を見ると、調整池の面積は全体面積の35％はあるように私には感じます。埼玉県土木部長決裁の開発行為における調整池設置要綱に基づき、お答えください。

イ、煙突の高さについて。地域の方々が心配しているのは、煙突から出る煙は大丈夫だろうかということで、建設予定地の郷地安養寺は田園地帯です。しかも盛土をしての建設ですから、ごみ処理施設も煙突も周りからよく見えることとなります。どのような内容の建物になるかも含めて、具体的にお答えください。

ウ、施設の配置は、約30年から40年後を見通した内容となっているのか伺う。今、進めている（仮称）新埼玉中部環境センターを稼働するのは2032年です。稼働する時期は、地球環境に対する認識も、現在の私たちの認識と大きく発展していると思います。特に異常気象に対して気候危機は深まっていくと思います。CO_2を削減し、緑の環境を豊かにする、そして食料危機打開のために農地を確保することがますます求められていると思います。今後、農地を新たなごみ処理場として確保することが難しい時代になると私は予測します。配置の在り方についてお答えください。見解をお答えください。

エ、汚水排水について。建設予定地のすぐ脇に、鴻巣市郷地安養寺クリーンセンターがあります。ここへの接続について検討はされているのか。鴻巣市と協議されているのであれば、その内容についてお答えください。

以上、壇上での質問といたします。

○村田裕子議長　質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　竹田議員のご質問にお答えいたします。

件名１、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての（１）、基本計画で示された計画面積約5.8ヘクタールと鴻巣市の都市計画原案で示された約5.55ヘクタールの差異についてのア、いつの時点で都市計画原案面積を決定したのか、約5.55ヘクタールの根拠についてですが、都市計画法第４条第５項において、都市施設とは、都市計画において定められるべき第11条第１項第３号に掲げるごみ焼却場と定義されております。新たなごみ処理施設等整備基本計画では、主要な施設の必要面積を踏まえた建設予定地の敷地面積は、敷地の形状やそれぞれの施設等の配置、筆界を考慮すると、既存道路及び水路を含み約5.8ヘクタールとなっており、施設外周道路については、付け替え道路、水路分として建設予定地内の既存道水路を施設外周へ付け替えを想定しております。

都市計画法では、ごみ処理施設等の整備においては、ごみ焼却場の面積を都市計画に定める必要があり、施設外周道路の整備は道路法上の道路であり、拡幅部分の面積については、都市計画決定面積から除くこととなっているため、都市計画案の面積を約５万5,500平方メートルとしたもので、計画面積である約5.8ヘクタールの変更を行ったものではございません。

次に、イ、基本計画を策定した検討委員は、鴻巣市都市計画原案の内容について承知していたのかについてですが、都市計画決定は施設の基本的な方針を定める基本計画の策定とは別の法手続となります。新たなごみ処理施設等整備基本計画の検討において、検討委員は、主要な施設の必要面積で付け替え道水路分として、建設予定地内の既存道水路の施設外周への付け替えを想定しておりますので、施設外周道路について承知されているという認識です。

次に、ウ、差異の部分の用途として外周道路と鴻巣市では説明したが、どのような配置になるの

かについてですが、施設外周道路については、現在道路管理者である鴻巣市と協議を行っております。

次に、エ、土地購入に当たって、計画変更した部分と外周道路の部分の購入価格についてですが、購入価格については、現在、土地鑑定評価業務結果に基づき、価格の検討を行っているところです。道路拡幅部分は、計画地から生み出すこととなることから、ごみ処理施設の敷地内と外周道路部分の土地評価に差異はないものと捉えております。

次に、オ、概算施設整備費で示された概算造成工事費は41億円となっています。造成工事の内容に変更があるのか、また外周道路の部分の費用負担についてですが、造成工事の内容は、今後、盛土造成工事の設計を行い、その中で決定してまいります。また、施設外周道路の費用負担については、施設外周道路の整備は、施設周辺の農耕車等や歩行者の円滑な通行を確保するためのもので、施設の建設に伴い整備する必要があると考えており、組合で負担する予定です。

次に、（２）、概算施設整備費に係る財源計画についてのア、一般財源の負担割合と２市１町の負担額について、イ、地方債に係る返済計画について、返済期間、２市１町の負担について、ウ、維持管理費約12億円と示されているが、各２市１町の負担について一括してお答えいたします。

構成市町の負担割合等については、構成市町の副市町長から成る埼玉中部環境保全組合調整委員会を中心に協議を行っている状況です。

次に、エ、土地の購入費用の概算についてですが、先ほどもご答弁申し上げましたが、現在、土地鑑定評価業務結果に基づき、価格の検討を行っているところです。

次に、オ、周辺道路・水路に係る費用負担についてですが、鴻巣市をはじめ関係機関と協議してまいります。

次に、（３）、施設概要及び施設配置についてのア、全体面積と調整池面積の整合性についてですが、調整池の容量は道路部分を除く面積で容量を決定することとなりますので、その面積に応じた容量となります。ご質問の調整池の面積については、現在、調整池築造工事基本設計業務を実施中であり、その中で検討してまいります。

次に、イ、煙突の高さについてですが、煙突による圧迫感や生活環境への排ガスの影響、煙突の高さを60メートル以上とした場合に、航空法で定められている航空障害灯や昼間障害標識の設置義務を考慮し、59メートルを想定しております。

次に、ウ、施設の配置は約30年から40年後を見通した内容となっているかについてですが、施設の配置は、ごみ収集車や一般の方のごみの持込みがよりスムーズとなるよう配置しております。なお、基本計画では、当面の運営期間を20年と想定しており、修繕などを行い、施設を維持していくこととなります。

次に、エ、汚水排水についてですが、ごみ処理施設内の事務所等から排出される生活排水を鴻巣市郷地安養寺クリーンセンターへ接続することの可能性について、鴻巣市下水道課へ確認を行った

ところ、排水する汚水量などの情報があれば検討は可能ですという回答をいただいております。

○村田裕子議長　答弁が終わりました。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　では、一通りお答えいただきましたので、再質問を行います。

（１）、ア、イ、ウ、エ、オについて、関連がありますので、まとめて再質問を行います。４点にわたり再質問を行います。

まず１点目、場所はどこなのかお答えになりませんでした。基本計画を見ると、既存道水路の外周への付け替えを想定した面積としていますので、現在想定できる場所はあるはずです。この外周道路は、農耕車両や歩行者が円滑な通行を確保するためであることは分かりました。鴻巣市と協議しているとお答えになりましたが、何回この件で協議しているのかお答えください。

この場所は、宮殿落悪水路と市道Ｈ―13号線がありますが、この道路も含めて施設外周道路としての認識でよいのかお答えください。事業を進めるのは組合ですので、しっかりとその部分についてはお答えいただきたいと思います。

２点目、基本計画では、既存道水路の面積を2,700平米としてあります。今回約2,500平米とは、約200平米の差がありますが、想定している道路幅と道路延長についてお答えください。

３点目、この外周道路の形状について、組合としてどのように想定しているかをお答えください。

４点目、既存造成工事費についてですが、鴻巣行田北本環境資源組合で作成した計画では、造成費用は約45億8,000万円となっています。約41億円の本基本計画との差はどこから生まれるのか。41億円の造成工事の主な内容についてお答えください。

また、資材が高騰しておりますので、工事が始まって物価高騰になれば、スライド条項を取り入れた内容にするのかもお答えください。

続いて、（２）のアです。構成市町の副市町長から成る埼玉中部環境保全組合調整委員会を中心に協議を行っているとのお答えでした。特に一般財源での支出金約59億円は、急に支出できるわけではありませんので、ごみ処理施設等整備基金として鴻巣は積み立てていますので、最初に述べましたが、確定ではありませんが、自主的に判断し、鴻巣市の負担割合として約59％で35億円の目標を数字に積み立てています。北本市も同様に約20億円の基金が必要と議会で説明されているそうです。吉見町は、私が試算した数字では、残り４億円の数字がおのずから出てくると思います。構成市町の住民の気持ちに寄り添い、再度負担金額についてお答えください。

イについてです。本組合での試算をお答えいただきたいと思いますが、463億円の財源計画として、地方債286億円のうち、交付税121億円措置した場合、残り165億円ですが、行田羽生環境資源組合は、20年間の返済計画としているそうです。これに沿って、金利なしで私が試算した場合、年８億2,500万円を返済することになります。鴻巣市は59％の負担割合ですので、約４億9,000万円になります。稼働を20年と想定していますので、返済期間を20年間と受け止めてよいのか確認をしま

す。

ウについての再質問です。同じ割合での数字でいくと、維持管理費では、鴻巣市は約7.1億円との数字が示されています。無利子の返済額を足した場合、鴻巣市では約12億円、毎年新たなごみ処理施設の維持管理のために負担することになります。人口は年々減少する傾向と言われていますから、市民負担は本当に大変だと思います。いつ数字が公表できるのか、明確にお答えください。

エについてです。土地の鑑定評価事業の契約期間について、またいつ公表できるのかお答えください。

オについてです。協議して、いつ公表できるのか、目標年度、日時をお示しください。

（３）のイについて再質問を行います。煙突の高さは、航空法との関係は分かりましたが、59メートルにすることにより、景観、煙の流れ、大気等周辺への配慮について具体的にお答えください。

エについてです。郷地安養寺クリーンセンターの処理能力と、排水する汚水量の試算はされているのか伺います。

以上、再質問といたします。

○村田裕子議長　２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、再質問にお答えいたします。

外周道路について、鴻巣市と何回協議しているのかについてですが、令和６年度から３回協議しているほか、電話などで協議を継続しております。

次に、外周道路の場所についてですが、施設を片仮名のコの字で囲むように、市道Ｈ―13号線、Ｈ―14号線を含む形で現在、鴻巣市と協議しております。

次に、想定している道路幅と道路延長につきましては、道路管理者である鴻巣市と幅員約６メートルを想定し、協議を行っております。道路延長については、約950メートルですが、道路設計を行っていく中で決定してまいります。

次に、外周道路の形状について、組合としてどのように想定しているかについてですが、外周道路の整備後は、鴻巣市が管理することとなりますので、地元協議会のご意見なども踏まえながら、引き続き協議を重ねてまいります。

次に、造成工事の内容についてですが、昨年度実施した地盤技術解析業務の結果に基づき、盛土造成工事の設計を行い、その業務の中で検討してまいります。

次に、スライド条項を取り入れた内容にする考えはあるのかについてですが、組合の契約に関する事項は、吉見町の請負契約約款を準用しており、その中でスライド条項に関する記述がございますので、適用することは可能であると考えております。

次に、（２）のア、イ、ウについて一括してお答えいたします。繰り返しになりますが、構成市

町の負担割合等については、埼玉中部環境保全組合調整委員会を中心に協議を行っている状況です。協議が調い次第、具体的な試算が可能となります。

次に、エ、土地の鑑定評価業務委託の契約期間についてですが、土地鑑定評価業務委託の業務期間は、令和７年６月13日から令和７年９月30日までです。今後、正副管理者会議などで価格を決定していくこととなりますので、現在はお示しすることができません。

次に、オの周辺道路・水路に係る費用負担ですが、周辺道路については、今後、道路の設計を行います。水路に関しましては、地元土地改良区などの関係機関と協議中ですので、公表時期については未定となっております。

次に、（３）のイ、煙突の高さについてですが、煙突が高過ぎれば景観を損ねる原因になり、煙突が低過ぎると大気等周辺への影響が大きくなります。59メートルですので、景観に係る圧迫感を考慮し、大気等周辺への配慮も兼ね合わせた高さになっております。

次に、エの排出する汚水量の試算はされているのかについてですが、現時点では要求水準書の作成を行っておりませんので、汚水量の試算等は行っておりません。

以上となります。

○村田裕子議長　２回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　では、再々質問を行います。まとめての再々質問です。

コの字のような形態になること、道路幅が６メートル、道路延長が950メートルであることが分かりました。外周道路は、歩行者用、施設周辺の農耕地への出入口を確保することが目的であるとしています。今年行われた第２回の地元協議会の会議録を読むと、市道Ｈ―14号線、この道路についてはいろいろ質問が出ています。カントリーエレベーター側の道路については質問が出されていますが、いわゆる悪水路、宮殿落悪水路側のＨ―13号線については何も質問が出ていません。なぜコの字にするのか。Ｈ―13号線を整備する理由をお答えください。市道Ｈ―13号線は、この地域の用水路と接続しています。つまり一番低い場所にこの外周道路を造るわけで、あえて5.8ヘクタールにするための外周道路にしか私には思えません。その点で、なぜＨ―13号線を整備するのかの理由についてお答えください。

コの字の外周道路にしてしまうと、市道Ｈ―14号線は県道と同じ高さで、道路幅６メートルの部分ができると思います。このＨ―14号線の他の部分はどのようにしようとしているのか、想定についてお答えください。

３点目、市道Ｈ―13号線は、宮殿落悪水路としてある道路ですから、この道路を整備すると膨大な費用がかかることが想定されます。しかも中部環境保全組合の基本計画の事業費には含まれていません。コの字になる外周道路の計画は見直すべきではないか。私は要らないと考えますが、この点についての見解をお示しください。

続いて、（２）について、ア、イ、ウ、エ、オについて一括して再々質問を行っていきます。協議を行っているとのことですが、具体的な数字が示されないご答弁でした。鴻巣市では確定ではありませんが、きちんと確定ではありませんと注釈を入れながら答えています。それは、市民の皆さんに負担をしていただくわけですから、理解していただくことがとても大事になってくるからだと思います。こうした視点でご答弁いただいているでしょうか。

1、業者選定の事業が進められていますが、この業者が確定し、その業者が見積りされた後の公表となるのでしょうか。数字の公表はいつ行うのか、そのための協議をいつまでの目標で行っているのか、具体的にお答えください。

２つ目、鑑定評価が９月30日で終了していることが分かりました。この場所は、農業振興地域ですが、ごみ処理場として活用しますので、農業振興地域から、いわゆる青地から白地の手続が必要となります。この除外申請の手続の進捗状況についても併せてお答えください。

農振除外手続が終わると、宅地並みの土地の購入価格で用地買収するとの認識でよいのか確認をします。

また、土地鑑定評価に当たり、隣接するカントリーエレベーターの売却価格は参考にするのかも併せてお答えください。

以上、再々質問といたします。

○村田裕子議長　３回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　再々質問にお答えいたします。

市道Ｈ―13号線を整備する理由についてですが、まず第２回地元協議会では、市道Ｈ―13号線を含む形で施設外周道路を整備することを図面で示し、説明しております。現在、ゴルフ場側の幅員約２メートルの未舗装の市道Ｈ―13号線、南側のカントリーエレベーター側に舗装された幅員約2.5メートルの市道Ｈ―14号線があります。それらの現道を活用して約６メートルの施設外周道路を整備し、県道と接続することで、歩行者や施設周辺の耕作地への出入りを行うことを目的としております。例えますと、みずほ斎場の外周道路と同様なイメージを想定しております。

次に、Ｈ―14号線の他の部分はどのようになるのかについてですが、高さや幅員につきましては、道路設計を行っておりませんので、今後、道路管理者と協議してまいります。

また、施設外周道路の計画を見直すことについては、繰り返しとなりますが、歩行者用や施設周辺の耕作地への出入りを確保するために必要な道路となりますので、見直しの考えはございません。

次に、事業者選定において数字の公表はいつ行うのか、協議をいつまでの目標で行っているのかについては、令和９年度に入札を予定しておりますので、令和８年度中に債務負担行為の議決をお願いしたいと考えております。

次に、農振除外申請の手続の進捗状況については、現在、令和８年２月の告示を目指し、順調に進捗しております。

次に、農振除外手続が完了すると、宅地並みの土地の購入価格で用地買収するとの認識でよいかについては、公共施設の活用として評価されるものと認識しております。

次に、土地鑑定評価に当たり、隣接するカントリーエレベーターの売却価格は参考にしたのかについては、土地鑑定評価は様々な条件を基に評価を行っております。

以上でございます。

○村田裕子議長　以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時３０分

○村田裕子議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

３番目の通告者、川﨑葉子議員の質問を許可いたします。

川﨑葉子議員。

○３番　川﨑葉子議員　議席番号３番、川﨑葉子でございます。これより通告に従いまして一般質問を行います。

１、管理者の組合運営方針について。このことにつきましては、先ほど管理者から諸報告の中で説明がありましたが、５月の定例会一般質問において、私を含め複数の議員が質問をしていることですので、改めて、この一般質問の場においてお答えいただきたいと思います。

（１）、現施設の再生の可能性について聞き取り調査の結果は。管理者は、新たなごみ処理施設等の整備に関する事項は、今までどおり進める。現施設の再生については、その可能性について関係する会社等に対し聞き取り調査を行うことを検討すると言っていましたが、聞き取り調査の結果について伺います。

（２）、聞き取り調査の結果、管理者の出した結論について伺います。

２、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会について。当委員会では、新たなごみ処理施設等の整備運営に係る事業者の募集から選定までを行います。具体的には、事業者に対して基本設計等を基に、事業概要を示す書類を作成し、それについて事業者からの質問や意見を受けて、それらを参考にして入札に必要な仕様書等を作成する作業。次に、事業者を選定するに必要な基準あるいはその審査のスキームについての作成。最後に、事業者選定の基準などを踏まえて、事業者からの提案に対して審査をする。最終的には、その成果を組合の管理者に答申するスケジュールになっています。選定に伴う諸作業の進捗を踏まえ、計画的に進める必要があります。８月30日の地元協議会では、現在は選定委員会の委員の選考を進めている段階との話でありました。選定委員会は、

例えばごみ処理施設の建設に精通している大学教授、環境分野で活動実績のある方等の学識経験者及び２市１町の副市町長から構成される予定ということですが、選定委員会の委員の選考はどのように行ったのか、また今年度の委員会開催の予定と内容について伺います。

（１）、選定委員会の委員の選考は。

（２）、今年度の予定は。

（３）、要求水準書の作成に当たって考慮することは。

整備基本計画を基に参考見積り仕様書を作成し、メーカーへの見積り徴取を行い、その結果を踏まえ、要求水準書をはじめとする入札資料を作成し、入札公告を行い、それに対して事業者より提案をいただく予定となっています。参考見積り仕様書は、業者から見積りを徴取するための基礎資料であり、複数業者からの見積り比較のために使われます。

次に、要求水準書をはじめとする入札資料を作成し、入札公告を行うわけですが、要求水準書では契約時に業者に求める成果や品質水準を明示することになります。説明会での質問に対しては、粗大ごみ粉砕時に目視により、リチウムイオン電池や蛍光管等の確認、除去を行っているが、新施設における対策は、現施設の対策を踏まえ、要求水準書や事業者提案により決定すると答えています。要求水準書では、何をどの水準で達成すべきかを明示することになると思いますが、どういう内容を盛り込む考えなのか。また、民間事業者の提案力を生かすことが想定されることから、要求水準書の作成に当たって考慮することについて伺います。

３、構成市町の負担割合について。埼玉中部環境保全組合規約第14条、組合の経費は、組合の事業（財産）より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足と認められたときは次の割合をもって組合市町が負担するにより、人口割20％、処理量割80％と定められていますが、説明会での質問に対して、現在構成市町において協議中となっているとの答弁でした。

そこで、（１）として、協議の状況を伺います。

（２）、県内の環境保全・衛生関連組合の状況は。近隣の状況をホームページで見てみると、行田羽生資源環境組合規約では、組合設立の日から共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の末日まで、負担割合は均等割100分の20、人口割100分の80、共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以降は、均等割100分の20、ごみ量割100分の80としています。上尾伊奈資源循環組合規約では、組合成立の日から、ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の末日まで、ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費は均等割、ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費は20％を均等割、80％を人口割としています。ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以降については、ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費は15％を均等割、85％をごみ量割としています。

そこで、組合で把握している県内の環境保全・衛生関連組合の状況を伺います。

以上です。

○村田裕子議長　質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、川﨑議員のご質問に答弁を申し上げます。私からは、件名１と３を答弁申し上げます。

件名１の管理者の組合運営方針についての（１）、現施設の再生の可能性について聞き取り調査の結果はについてですが、今回の聞き取り調査は、現在の埼玉中部環境センターを更新して使用する場合、どのような規模の工事が想定され、それが新設事業との比較でメリットがあるのか、また想定される更新事業が和解条項に照らしたときに、どのようなことが考えられるのかを中心に聞き取り調査を行いました。結果は、事業全体での構成市町の負担は、新設事業との比較でメリットを見いだすことが難しいと推測される。本組合と債権者の間で交わされている和解条項に該当する可能性が高いとの結果でありました。

次に、（２）の管理者の結論はについてですが、正副管理者会議で聞き取り調査の内容について報告を申し上げた後、組合の決定事項として、今後、現施設の再生は検討せず、引き続き新たなごみ処理施設等整備基本計画を進めることが承認されました。

次に、件名の３、構成市町の負担割合についての（１）、協議の状況はについてですが、構成市町の副市町長から成る埼玉中部環境保全組合調整委員会を中心に協議を行っております。

次に、（２）の県内の環境保全・衛生関連組合の状況はについてですが、組合では共同処理する事務にごみ処理を含んでいる県内16の一部事務組合の状況を確認しています。それら組合の費用負担の項目及び割合ですが、施設建設に係る経費は人口割を、運営に係る経費は処理量割を軸としている組合が多く、加えて、人口や処理量に関係なく、一定の割合を負担する均等割を用いているケースが多いことが見受けられます。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　次に、件名２、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会についての（１）、選定委員会の委員の選考はについてですが、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例では、委員会は委員８人以内をもって組織し、学識経験者、その他管理者が必要と認める者としており、委員の選考については、現在調整中です。

次に（２）、今年度の予定についてですが、今年度中に開催を予定しております。

次に（３）、要求水準書の作成に当たって考慮することはについてですが、要求水準書は、新たなごみ処理施設の建設と運営に係る基本的な条件などを示すものとなります。近年は、物価や人件費の高騰により、建設コストが高騰している状況です。また、令和５年８月には、一般財団法人日本環境衛生センターが主催した「廃棄物処理施設の整備等に係るコストの削減方策について」の研究結果では、過大な提案の抑制、過剰な見学設備の抑制、適正なリスク分担を行うことなどが提言されています。要求水準書等の作成に当たりましては、事業者からのよりよい内容をより安価に提

案いただけるよう、これらを考慮し、事業者選定委員会で検討を行っていただけるものと考えております。

○村田裕子議長　答弁が終わりました。

川﨑議員。

○３番　川﨑葉子議員　それでは、再質問を何点か行わせていただきます。

まず、１、管理者の組合運営方針についてでございます。（１）について伺います。今回の聞き取り調査は、現在の埼玉中部環境センターを更新して使用する場合、どのような規模の工事が想定され、それが新設事業との比較でメリットがあるのか。また、想定される更新事業が和解条項に照らしたときどのようなことが考えられるのかを中心に聞き取り調査を行いましたという答弁でしたが、具体的な内容や詳細についてお尋ねします。例えば何社に聞き取りをして、どのような調査を依頼したのか。その結果、出した結論については、新設事業との比較でもメリットを見いだすことは難しいということでしたが、費用面ではどのような調査結果が出たのか。また、和解条項に該当する可能性も高いということでしたが、その詳細を伺います。

続いて、２、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会についての（３）、要求水準書の作成に当たって考慮することはについて再質問を行います。令和５年８月には、一般財団法人日本環境衛生センターが主催した「廃棄物処理施設の整備等に係るコストの削減方策について」の研究結果で、過大な提案の抑制、過剰な見学設備の抑制、適正なリスク分担を行うことなどが提言されており、参考にしていくという答弁でありましたが、実際に示された具体的な事例や参考となる施設の例はあったのか伺います。

最後に、３、構成市町の負担割合については、（１）、（２）併せて再質問を行います。費用負担の考え方として、処理量割、いわばごみの処理量に応じて費用を分担する方式でございますが、これは各市町が減量化や分別に取り組むことで、費用負担の軽減が可能となり、努力がごみの減量に直結する仕組みとなります。川島桶川資源循環組合の規約では、組合の設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで、全ての経費について均等割100分の20、人口割100分の80、ごみ広域処理施設の供用開始の日以後、組合の運営に係る経費は均等割、ごみ処理に係る経費はごみ量割となっています。現在、費用負担割合については、組合の調整委員会で協議中との答弁がありましたので、調整委員会の開催回数及び協議内容の具体的な項目について伺います。

以上です。

○村田裕子議長　２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、再質問の１点目、調査の具体的内容ということでございますので、答弁申し上げます。

まず、何社に聞き取り調査を行ったかについてですけれども、現在の埼玉中部環境センターの建設や維持管理に関係している会社が５社、それからごみ処理施設の建設に実績のある会社が２社、コンサルタントが１社、さらに弁護士から意見をいただいております。

次に、費用面ではどのような調査結果が出たのかについてですけれども、コンサルタントから、施設の老朽化の状況から、更新箇所が多くなることが推測できること、また更新事業を効率的に行うためには、国の交付金が不可欠であり、それを獲得するため、様々な付帯工事等が必要であることなどから、新設事業との比較で、メリットを見いだすことが難しいと推測されるとの意見が出されております。

次に、和解条項に該当する可能性が高いということですが、その詳細はということです。これは、聞き取り調査によって推測される更新事業の内容や規模を考えた場合、その内容が和解条項に該当するかどうかという視点から意見をいただきました。本件合意第10項では、債務者は、債務者というのは組合のことです。吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設または増設しないというふうに定めております。この内容が今回のこの調査の結果から和解条項に該当するのではないかという意見でありました。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　続きまして、件名２の（３）の再質問にお答えいたします。

コストの削減方策について、実際に示された具体的な事例や参考となる施設の例はあったのかについてですが、「廃棄物処理施設の整備等に係るコストの削減方策について」の研究結果の中で、具体的な事例として、設備機器の一部を屋外に設置し、コスト低減を図っている東京都江東区の産業廃棄物処理施設などが紹介されておりますが、設備機器の一部を屋外に設置することについては、騒音や振動等の規制などもございますので、それらを考慮し事業者選定委員会で検討を行っていただけるものと考えております。

以上となります。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　次に、件名３に関して、調整委員会の開催回数と協議内容の具体的な項目ですけれども、まず開催回数は令和７年７月２日から５回行っております。

なお、協議内容については、費用の負担方法あるいは各市町の負担の割合、こういったことについて協議しております。

以上です。

○村田裕子議長　以上で川﨑議員の質問は終了いたしました。

４番目の通告者、杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田しのぶ議員。

○14番　杉田しのぶ議員　改めまして、こんにちは。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。

私の一般質問は、通告書のとおり、今回１件のみであります。今朝ほど議会開会後に管理者行政報告のほうで報告もございましたけれども、この報告の内容を聞いて、皆さんもお聞きいただいたと思うのですが、９月30日に正副管理者会議におきまして調査報告を踏まえた管理者の考えを申し上げたと。その中で、正副管理者の中で協議をされた中で結論が出されたという報告だったというふうに思います。今回一般質問を通告を出しましたのが９月25日ということで、この調査結果の報告がまだ決定がされていなかったということもございまして、今回ダブる点もあるかと思いますけれども、通告を出させていただきましたので、質問させていただきたいと思います。

件名は１件です。再生可能性調査結果につきまして伺います。現施設の再生可能性調査の結果はどのようになったのか、調査内容と併せて伺いたいと思います。

また、先に質問されました川﨑議員の質問とも重複する点もあるかと思いますけれども、ご了承願いたいと思います。

再質問は自席で行わせていただきます。

○村田裕子議長　質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、杉田議員のご質問に答弁を申し上げます。

件名、再生可能性調査結果について。現施設の再生可能性調査の結果はどのようになったのか、調査内容と併せて質問するについてですが、初めに調査内容ですが、本センターの建設や維持管理に関係している会社、またごみ処理施設の建設に実績のある会社やコンサルタント、さらには行政事案に精通している弁護士から、現在の埼玉中部環境センターを更新して使用する場合、どのような規模の工事が想定され、それが新設事業との比較でメリットがあるのか。また、想定される更新事業の規模等を和解条項に照らしたときにどのようなことが想定されるのか、これを念頭に聞き取り調査を行いました。

結果は、コンサルタントから、事業全体での構成市町の負担は、新設事業との比較で、メリットを見いだすことが難しいと推測されるとの意見があり、また弁護士からは、本組合と債権者との間で交わされている和解条項に該当する可能性が高いとの意見がありました。これらの調査結果を踏まえ、正副管理者会議において、今後、現施設の再生は検討せず、引き続き新たなごみ処理施設等整備基本計画を進めることが決定しております。

○村田裕子議長　答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　それでは、先ほど川﨑議員のほうから具体的な内容の詳細について再質問されているのですけれども、私も５月の28日、30日、６月１日、６月７日と住民説明会が開かれております。その中でも、やはりこれから調査をしたいと、可能性調査をしたいということを管理者、

私も吉見町会場のほうに参加をしましたけれども、そこで答えられていますが、この費用はどれぐらい違うのかとしっかり調査をしていただきたいという同様の質問が８件ほど出されていると。この間の報告書を頂いた中にございました。

先ほどの答弁の中では、コンサルタントのほうから、メリットを見いだすことが難しいという意見があったというお話でありましたけれども、具体的な費用面について比較はされたのかどうなのか、その点伺えたらと思います。先ほどの答弁の中で、お答えがなかったので、もしかしたらまあちょっと思う部分もあるのですが、住民説明会でもこのような意見が出されておりますので、確認の意味で伺いたいと思います。

○村田裕子議長　２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、再質問にお答えを申し上げます。

事業全体で構成市町での負担は、新設事業との比較でメリットを出すことが難しいと推測されるということですが、この具体的内容はということでございました。今回の聞き取り調査では、初めに本センターの老朽化の状況を関係会社から聞き取り、その結果から事業規模を推測するとともに、財政面で有利となるよう国の交付金を活用することを念頭に、交付金を得るために必要な工事についても聞き取り調査を行っています。

さらに、更新事業を行うに当たってのそのほかの経費あるいは留意点、全体でどういった金額、どういった内容のものが必要なのかということについて調査をいたしました。ただ、今ご指摘がありましたが、聞き取り調査でありますので、具体的な金額については聞き取ることはできませんでした。全体の事業の規模、内容から、コンサルタントから意見をお聞きしている状況でございます。

以上です。

○村田裕子議長　２回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　費用をかけずに聞き取り調査を行ったというところで、なかなか詳細のところまでというところは限界があるのかなというふうにも感じますけれども、私は前回、５月の議会で、和解条項について意見も含めて質問をいたしております。費用面で、もし仮にメリットがあったとしても、和解条項から、現施設を再生して使うということは難しいのではないかという立場ですので、これ以上費用面について聞くつもりはございませんけれども、最後に１点確認をしたいのですが、同じく住民説明会の中で、やはり現施設を再整備して、あるいは新設、どっちを進めていくのかというような質問が出されています。この質問は、同様の質問数10件ということで、この報告書の中で書かれておりますけれども、私たち議員も非常に結果、気になっていたのですが、住民の皆さんも、この結果についてどうだったのかということを非常に関心を持っている方多くいら

っしゃると思うのです。その周知の方法について、どのように考えていらっしゃるのか。組合の広報紙も12月に定期では発行されているというふうに思うのですけれども、それらも含めてどのように周知をされていくのか、周知をしていく考えはあるかお伺いいたします。

○村田裕子議長　３回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、調査結果の周知方法について答弁を申し上げます。

この結果については、組合のホームページあるいは広報紙を活用し、お知らせしてまいります。

○村田裕子議長　以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

５番目の通告者、西尾綾子議員の質問を許可いたします。

西尾綾子議員。

○２番　西尾綾子議員　皆様、こんにちは。議席番号２番、鴻巣市選出の西尾綾子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

大きな１番、新たなごみ処理施設等整備基本計画について。本組合が進めようとしている新施設整備は、今後30年から40年先の地域のごみ処理体制をも決定づける極めて大規模かつ長期的な事業です。また、ごみ処理施設は、一度建設すれば、数十年にわたって地域の環境と財政に大きな影響を及ぼします。だからこそ、今の段階での情報開示と住民参加の在り方が将来への地域の方々、市民の方々の信頼につながります。このことを念頭に置きながら質問してまいります。

（１）番、概算施設整備費及び概算運営・維持管理費について。ア、高額な概算事業費だが、積算根拠はとして聞いてまいります。

まず初めに、現在示されている概算事業費について伺います。新たなごみ処理施設等整備基本計画によれば、建設費はエネルギー回収型廃棄物処理施設が約303億円、マテリアルリサイクル推進施設等が約119億円、概算造成工事費約41億円の合計約463億円、さらに年間約12億円の概算運営・維持管理費合わせると、20年間で700億円を超える規模に達する見込みとされていますが、この算出の基礎となる積算根拠はどのようなものか。国庫補助基準単価及び近隣自治体の実績単価あるいは特定の設計条件を基にした試算なのか、明確にお示しください。

本計画に示された概算事業費の算出に当たっては、環境省が定める廃棄物処理施設整備交付金交付要綱及び同要綱に附随する国庫補助基準単価に基づいて試算されているのか、仮に異なる独自単価を用いている場合、その算定根拠及び妥当性をどのように確認したのか伺います。

また、概算段階での誤差値、例えばプラ・マイ20％前後ですが、これをどのように見込んでいるのか。今後の基本設計、実施設計の進捗に応じて、どの段階で精査、見通しが行われるのかについても伺います。

イとして、建設予定地におけるコスト増加要因の洗い出しはとして質問いたします。建設予定地

の条件によるコスト増加要因についてですが、建設予定地に固有の地盤条件による地盤改良費、搬入道路や上下水道等のインフラ整備費、騒音・振動・臭気対策、さらには残渣処理ルートの確保などによってコストが上昇する可能性がございます。そうした増加要因の洗い出しやほかの候補地との比較検証は実施されているのかお伺いします。

ウ、要求水準書は最少経費で最大の効果を上げる施設となる内容のものが作成できるのかとしまして、本事業はＤＢＯ方式を採用するとのことですけれども、その場合、要求水準書の内容が、事業費、運営費を左右する極めて重要な文書となります。地方自治法第２条に定められた最少の経費で最大の効果を上げる施設にするため、本組合としてはどのような方針で要求水準書を作成しようとしているのか。エネルギー回収効率、CO_2削減効果、維持管理性、そして地域還元などをどのように具体化し、民間事業者にどのような技術提案を促すお考えかお伺いします。

エ、複数自治体が同時期に新施設整備を行う中で、入札の競争性は保たれるのかとして質問いたします。現在、埼玉県内では、複数の広域組合、自治体が同時期に新施設整備を進めております。これにより建設業界では、受注余力が限られ、応札者の減少や価格高騰の懸念がございます。入札の競争性を確保し、コスト上昇を抑えるためにどのような工夫を検討しているのか。また、県や国との情報共有、連携はどのように図っているのか伺います。

（２）番、既存建屋を活用した整備事例の調査研究はとしてお伺いします。

まず、アとして、令和５年６月30日閣議決定の廃棄物処理施設整備計画についてお伺いします。令和５年６月30日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画や循環型社会形成推進基本計画において、新施設偏重ではなく、既存施設の有効活用や延命化の推進、改修、リニューアル、地域間連携による効率的な施設整備が強調されております。計画策定段階から費用対効果分析を行い、既存施設の延命化や共同利用を含めて比較検討することが求められております。国としても人口減少や財政制約の中で、限られた資源を有効に使う方向へと方向転換していることは明らかです。この国の方針に照らしまして、本組合として、既存建屋や炉の一部活用など、代替案の調査、検討を行ってきたのか、その検討結果や比較資料は議会に報告されたのか。また、国の方針との整合性をどのように確保しているのかお伺いします。

イとして、吉見町長選挙で示された民意にどう応えるかの方向性はとしてお伺いしてまいりますけれども、前任者の方々のお話にもございましたけれども、この件については、先ほど管理者諸報告の中でもご説明がありましたが、改めて一般質問に組み込ませていただいておりますので、改めてここで質問させていただきます。神田管理者は、今年４月に行われた吉見町長選挙で、新ごみ処理施設整備について多額の建設費用が町の財政に与える影響を懸念し、既存施設の延命、改修の可能性を含めた検討を公約に入れ、当選されました。結果として明確な民意が示されたと言えますが、この民意を組合としてどのように受け止め、応えていくのか、組合としての方向性をお聞かせください。

ウとして、費用対効果の分析について他自治体事例の比較検討はとしてお伺いしてまいります。近隣では、既存施設のリニューアルによるコスト圧縮を図っている自治体もあります。例えば千葉市では、既存建屋を再利用する新港清掃工場リニューアル整備運営事業を進めているところです。こうした他自治体の整備手法や費用対効果の比較分析を行っているのか。行っていない場合、今後調査を行う考えがあるのか伺います。

（３）、建設予定地の地元合意形成はできているのかとして、ア、地元住民への丁寧な説明と意見交換、合意形成の重要性をどう捉えているのかお伺いします。地元住民の理解と合意は、事業推進の前提条件です。しかし、現状では、説明の場が限られ、予定地周辺住民の間に決定事項として一方的に進んでいるのではという不信感も生じているところです。組合として合意形成を単なる手続ではなく、共創のプロセス、共につくっていくプロセスとしてどう位置づけているのか。また、今後の説明、対話の体制をどのように構築していくのか伺います。

イ、新たなごみ処理施設等地元協議会に地元民意は反映されているのかですが、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱の第４条には、協議会の委員は30人以内、地元自治会、土地改良区、農業委員等農業関係の代表者と、その他管理者が必要と認める者とありますが、これで地元の住民の様々な声を協議会に反映できる体制なのか伺います。

最後に、ウ、自治会単位での説明会・意見交換会の開催予定はとして伺いますが、地元の理解を得るためには、自治会単位、地域単位での対話が欠かせません。現時点で自治会ごとの説明会や意見交換会の開催予定はあるのか。開催を予定している場合は、時期、頻度、対面、形式、これは対面やオンライン、いろいろあると思いますけれども、どのようなものがあるか具体的にお示しください。

以上で１回目の質問を終わります。

○村田裕子議長　質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　西尾議員のご質問にお答えいたします。私のほうからは、（１）と（３）についてお答えいたします。

件名１、新たなごみ処理施設等整備基本計画についての（１）、概算施設整備費及び概算運営・維持管理費についてのア、高額な概算事業費だが、積算根拠はについてですが、まず概算施設整備費については、プラントメーカー12社に対し市場調査を行い、回答の得られた８社の平均値を採用しております。概算造成工事費については、コンサルタントの調査により算出しております。

また、概算運営・維持管理費については、プラントメーカー12社へ市場調査を行い、回答を得られた７社の平均値を用いて算出しております。

また、事業費算出に当たり、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱に基づいているかについてです

が、整備基本計画の中で財源計画を示しており、ご指摘いただいた交付要綱に基づき試算した交付金、地方債、一般財源を３つに分けてお示ししております。

次に、概算段階での誤差幅についてですが、整備基本計画の中で市場調査結果の幅を示しており、メーカー８社からの市場調査結果の最低値と最大値をお示ししております。

また精査、見直しが行われるのかについては、事業者選定業務の中で、再度メーカーへの参考見積りをお願いし、その結果に基づき、検討を行ってまいります。

次に、イ、建設予定地におけるコスト増加要因についての洗い出しは行われているかについてですが、組合では、令和３年９月16日に鴻巣市、北本市、吉見町が締結した新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を受け、令和４年度に設置した建設検討委員会からの答申を踏まえ、建設予定地を決定しました。その内容に基づき、令和７年２月に整備基本計画を策定しております。既に建設予定地は決定しておりますので、ほかの候補地との比較検討は行っておりません。今後は、要求水準書の作成など、より詳細に事務を進める中で検討してまいります。

次に、ウ、要求水準書は、最少経費で最大の効果を上げる施設となる内容のものが作成できるのかについてですが、要求水準書は、今後、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会において、整備基本計画に基づき検討してまいりますが、その際には、経費の削減、効率的な施設の運営などを念頭に事務を進めてまいります。

次に、エ、複数自治体が同時期に新施設整備を行う中で、入札の競争性は保たれるかについてですが、現在、全国のごみ処理施設で老朽化の進行や、環境省より令和10年度以降に着工した場合は、交付金が減額される旨の通知がされていることから、令和９年度に着工を目指す自治体が増加しております。このような状況から、プラントメーカーの需要過多が懸念されますが、多くの事業者に参加いただけるよう、今後、新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会で検討していただく中で事務を進めてまいります。

また、県や国との情報共有、連携についてですが、国は県を通じて様々な調査やヒアリングを実施しており、適宜、情報共有は図られていると考えております。

次に、（３）、建設予定地の地元合意形成はできているのかのア、地元住民への丁寧な説明と意見交換、合意形成の重要性をどう捉えているかについてですが、新たなごみ処理施設建設について、建設予定地の郷地安養寺地区、そして構成市町に関係する住民の方々からご理解、ご協力をいただくため、事業の節目での住民説明会の開催、ホームページなどによる会議録の公開、地元協議会の設置、意見箱の設置などの取組を行ってまいりました。地元の方々と合意形成を図る上で、丁寧な説明と意見交換は重要なことと認識しております。引き続き、地元協議会での丁寧な説明と意見交換、意見箱の設置、ホームページを活用した事業報告などに取り組んでまいります。

次に、イ、新たなごみ処理施設等地元協議会に地元民意は反映されているのかについてですが、地元協議会の委員は、地元自治会、土地改良区、農業関係、環境衛生委員、学校関係の保護者の代

表者等で組織されておりますので、それぞれの立場で地元の意見等の吸い上げや、協議内容の周知などを行っていただいておりますので、地元民意は反映されているものと考えております。

次に、ウ、自治会単位での説明会・意見交換会の開催予定はについてですが、組合では住民説明会だけではなく、組合の広報紙におきましても、基本計画などの事業について説明をしております。現在も地元協議会の開催や意見箱の設置を継続することで、説明の機会を確保しております。このようなことから、自治会単位での説明会の開催については予定しておりません。今後、自治会単位の説明会の開催については、地元の代表である地元協議会のご意見を伺ってまいります。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、西尾議員さんの質問の（２）、既存建屋を活用した整備事例の調査研究、これについて答弁を申し上げます。

ア、令和５年６月30日閣議決定の廃棄物処理施設整備計画についてですが、当該計画は廃棄物処理法に則して、2023年から５年間を計画期間とする新たな廃棄物処理施設整備計画として策定されており、その基本理念のポイントの１つ、施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靭性を確保し、人口減少を見据え、将来に係るコストを可能な限り抑制するよう計画的に進めるといった内容が掲げられています。

お尋ねの、この方針に沿って、現在の埼玉中部環境センターの再生を検討してきたのかについては、当該計画を根拠にして、本センターの再生を検討してきたということではありませんけれども、将来に係るコストの削減という点では、この計画と共通した部分があると考えます。

また、組合として検討した結果や比較資料は議会に報告されたかについてですけれども、本センターの再生に係る聞き取り調査の結果については、定例会終了後の全員協議会で報告をさせていただきます。

また、国の方針との整合性についてはどのように確保していくかについてですが、今後も事業の推進に当たっては、国の計画を念頭に進めてまいります。

次に、イの吉見町長選挙で示された民意にどう応えるかの方向性はについてですが、事務局では令和７年５月８日に開催された組合管理者を選任する会議での決定事項に基づき、現在の埼玉中部環境センターの再生の可能性等について、本センターに関係する会社等に聞き取り調査を行っております。なお、本調査は、あくまで組合管理者を選任する会議での決定事項として実施をしております。

次に、ウ、費用対効果の分析について他自治体事例の比較検討はについてですけれども、今回の聞き取り調査では、比較検討等は行っておりませんが、ごみ処理施設の建設等に実績のある会社等から、参考として先進事例についての聞き取りも行っております。

○村田裕子議長　答弁が終わりました。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　では、２回目の質問をさせていただきます。

（１）、概算整備費及び概算運営・維持管理費についてのアの再質問でございます。市場調査結果を平均値で処理したとのことですが、平均値を採用すると高額な見積りに引っ張られるおそれがあります。中央値での試算や、特に高額な見積りを出した業者の理由分析は行ったのかどうかお答えください。

本計画の焼却施設建設トン単価は幾らかお伺いします。環境省から通知されている最新の上限値と比べて何％差が出ているか伺います。

事業費について、事業者選定時に再度メーカーに参考見積りを出してもらうとのことですが、その見積り結果は議会や住民、市民に公開され、再度議論の機会が設けられるのでしょうか、それとも入札後に金額が固まって既成事実化してしまうのでしょうか、この点お伺いします。

それから、（１）のイですが、令和３年９月16日の基本合意書を受け、令和４年度に設置した建設検討委員会では、鴻巣市郷地安養寺が建設予定地として妥当か否かを検討したのみですので、ほかの候補地との比較検討は全く行っておりませんが、本組合として、それで問題ないとの認識なのかお伺いします。

（１）のウですが、本事業はＤＢＯ方式で進められる以上、要求水準書の内容が事業費、運営費を大きく左右します。地方自治法第２条が求める最少の経費で最大の効果を実効的に担保するためには、抽象的な理念ではなく、具体的な数値基準が不可欠です。要求水準書にCO_2削減率やエネルギー回収効率、維持管理コスト削減率といった数値目標を明記し、さらに第三者評価の規定を設けることで実効性を担保する考えはあるのかお伺いします。

また、維持管理費は20年間で莫大な財政負担となります。電気料金や人件費の高騰を織り込んだ長期シミュレーションを要求水準書に反映し、事業者に具体的な削減策を提案させる考えはあるのかについてもお伺いします。

（１）のエの再質問です。多くの事業者に入札に参加していただけるよう進めるとのことです。しかし、県内で同時期に新施設整備が重なれば、応札者が減り、価格が高騰するのは必然と考えます。そこでお伺いします。共同調達や分割発注、発注時期の調整など、競争性を確保するための具体策を講じるのか。また、仮に入札不調や予定価格を大きく超える事態となった場合、どのような代替案を準備しているのかお伺いします。

（２）の既存建屋を活用した整備事例の調査研究はのアについて再質問です。国の廃棄物処理施設整備計画は、既存施設の有効活用や延命化を強く打ち出し、費用対効果分析を前提に比較検討することを求めています。また、一般財団法人日本環境衛生センターでは、廃棄物処理施設、焼却施設ですね、この建設費用等の削減について検討を発信する目的で、廃棄物処理施設の整備等に係る低コスト研究会も立ち上げられ、既存建屋を利用した整備事例も研究しています。そのメンバーに

は、本組合の新たなごみ処理施設等建設検討委員会の委員長も含まれております。このような状況の中、本組合はなぜ国の最新の方針に即した比較検討を行わなかったのか、その理由をお伺いします。

また、聞き取り調査を行い、全員協議会で報告する予定とのことですが、それは国の求める水準の比較資料には到底及ばないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

新設と既存施設活用とで建設費、運営費を含めた長期的な費用比較を提示する考えはあるのかお伺いします。

（３）の建設予定地の地元合意形成はできているのかのアについて再質問です。質問者の元には、建設予定地の地元郷地安養寺及び笠原地区の複数の住民から、計画について何ら丁寧な説明がなく、住民合意には至っていないとの声が届けられております。また、この10月６日に鴻巣市役所で開かれた新たなごみ処理施設の整備に係る都市計画原案についての公聴会で、地元の自治会長をされている方が公述人として出席し、今年の２月に自治会の総会を行った際に、地元協議会委員から、直前の会議においてもまだ場所が不確定で説明されていないため、正確に特定できないので説明できないとの報告があった。また、地元協議会へ参加している別の役員からも、自治会集会所での住民説明会を希望して求めていると報告がありましたが、今現在実施されていない。さらに、総会では、場所も不確定で、計画がよく分からないのでは合意できるかどうかの賛否を諮るに至らず、どちらかというと迷惑施設になる可能性が高く、地元でも心配している疑問点や問題点や地元補償についても全く説明がされていないため、自治会に対して説明をしてもらいたいと話し合ったとの発言がありました。こういった地元の声をどうお考えかお伺いします。

（３）のイについて再質問です。地元協議会委員は、自治会や農業関係者に偏っており、若年層や子育て世代、女性の声は十分に反映されているとは言えないと考えます。また、農業関係者でも建設予定地の地権者とそうでない方では立場が全く異なります。これで地元民意が反映されていると言えるでしょうか。協議会の体制を見直し、より多様な住民の声を直接反映できる仕組みをつくる必要があると考えますが、見解を伺います。

（３）のウです。自治会単位の説明会は予定していないとの答弁でした。しかし、実際には安養寺や郷地の住民から、集会所で自治会単位の説明会をしてほしいという声が繰り返し出ています。広報紙や意見箱は一方通行で、高齢者を含む多くの住民にとって十分ではありません。合意形成は組合の責任であり、地元協議会に任せる話ではありません。まず、地元の集会所で全住民を対象とした説明と意見聴取を行うべきではないでしょうか。自治会単位での説明会を組合として責任を持って開催する意思があるのかないのか、明確にお答えください。

○村田裕子議長　２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、件名１のアの再質問にお答えいたします。

中央値での試算や、特に高額な見積りを出した業者の理由分析は行ったのかどうかについてですが、整備基本計画で概算施設整備費について整理しておりますが、平均値及び中央値、そして最低額と最高額を除いた平均値及び中央値を比較しております。比較の結果、大きな違いがなかったため、８社の平均値を採用しております。最高額の見積りの分析については、見積り内容の確認を行っております。

次に、建設トン単価についてですが、環境省の通知では、本事業が令和10年度以降に着工となる場合に適用される交付対象経費の建設トン単価上限額は、令和７年３月時点では１億1,000万円となっております。整備基本計画における概算施設整備費は、交付対象外経費を含んでおりますので、交付対象経費の建設トン単価は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の概算施設整備費303億円に市場調査で得られた交付対象事業の割合である71％を掛け、147トンで除した値となります。その結果、約１億4,600万円となりますので、その差は約33％となります。

次に、見積り結果については、令和９年度の入札に向けて、令和８年度に債務負担行為の議決をいただきたいと考えております。

次に、イのほかの候補地との比較検討を行っていないことについて、本組合として問題ないとの認識なのかについてですが、組合は２市１町の合意に基づいて、郷地安養寺を建設予定地として業務を行っておりますので、問題ないと考えております。

次に、ウの要求水準書にCO_2削減率やエネルギー回収効率や維持管理コスト削減率といった数値目標を明記し、さらに第三者評価の規定を設けることで実効性を担保する考えはあるのかについてですが、要求水準書等の内容については、今後、事業者選定委員会で検討を行ってまいります。

第三者評価による実効性の担保についてですが、整備基本計画では運営開始後の運営事業者の財務状況や施設運営状況についてコンサルタントに委託し、モニタリングを実施する予定としております。

物価や人件費の高騰を織り込んだ長期シミュレーションを要求水準書に反映し、事業者に具体的な削減策を提案させる考えはあるのかについてですが、今後の物価がどの程度上昇していくかについての指標や考え方は現在ございませんので、提案していただくことは難しいと考えております。

次に、エの共同調達や分割発注、発注時期の調整など、競争性を確保するための具体策を講じるのかについてですが、現施設は稼働開始から41年が経過している状況です。加えて、令和10年度以降に着工すると交付金が減額される旨の通知をいただいていることから、できるだけ早く着手できるよう、鋭意事務を進めておりますので、共同調達や分割発注、発注時期の調整などは考えておりません。

また、入札不調や予定価格を大きく超える事態となった場合、どのような代替策を準備しているかについてですが、現段階ではそのような準備は行っておりません。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　次に、ご質問の（２）、ア、令和５年６月30日の閣議決定の廃棄物処理施設整備基本計画についての再質問の１点目、国の最新の方針に即した比較検討を行わなかったのかについてですけれども、今回の調査は、現在の埼玉中部環境センターの再生の可能性について関係する会社等に対して聞き取り調査等を行うことを検討するという、組合管理者を選任する会議、ここでの決定事項に基づいて実施しているものでございます。

２点目の今回の聞き取り調査が国の求める水準の比較資料には到底及ばないのではないかと考えるがいかがかについてですが、今回の調査の目的は、埼玉中部環境センターに関係する会社等から聞き取り調査を行い、本センターの再生の可能性や有効性について検討するための資料を作成するもので、国の計画を踏まえた上で行ったものではありません。

３点目の新設と既存施設との活用で、建設費、運営費を含めた長期的な費用比較をする考えはあるかについてですが、現時点で、ご指摘のようなことは予定しておりません。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、続きまして（３）、建設予定地の地元合意形成はできているのかのア、地元の声をどう考えるかについてですが、地元の方々と合意形成を図る上で、丁寧な説明と意見交換は重要なことと認識しております。

次に、イ、地元協議会の体制の見直しについてですが、新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱で、協議会の委員は、地元自治会の代表者、土地改良区の代表者、農業委員等農業関係の代表者、その他管理者が必要と認める者と規定されておりますので、その他管理者が必要と認める者の中で幅広い立場の方にご参加いただけるよう検討してまいります。

次に、ウ、自治会単位での説明会を組合として開催する意思があるのかについてですが、地元協議会は、安養寺や郷地の住民の代表者の方に、地元住民のご意見を伺う機会を設け、地元住民と組合が相互に理解を深めるための協議会となっております。そのため、繰り返しとなりますが、今後の自治会単位の説明会の開催については、地元協議会の意見を伺ってまいります。

以上です。

○村田裕子議長　２回目の答弁が終わりました。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　では、３回目の質問をさせていただきます。

（１）の概算施設整備費及び概算運営・維持管理費についてのアについて再々質問です。環境省の交付対象経費上限値のトン単価１億1,000万円を33％上回るとのことですが、国の交付金審査や事後評価で過大と判断されるおそれはないのかお伺いします。

（１）のウについての再々質問です。この事業は、20年間の運営契約を前提としております。仮に今のまま毎年２％の物価上昇が続けば、20年後には実質４割近いコスト増になります。人件費で

いえば、人権尊重の観点から生活賃金という考え方が広まりつつある中で、今後確実に人件費は上がります。物価や人件費の上昇を想定し、ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）を試算し、後の追加負担や契約変更による住民負担、市民負担の増大を抑える対策は必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

（２）のアです。既存建屋を活用した整備事例の調査研究はのアについて再々質問です。今回の聞き取り調査についてのことではなくて、では令和５年７月から12回にわたって開かれた新たなごみ処理施設等建設検討委員会において、国の最新の方針に即した比較検討を行わなかった理由についてはどうなのかお尋ねします。

（３）、建設予定地の地元合意形成はできているのかについてのアの再々質問です。地元住民の方々は、丁寧な説明と意見交換がなされていないと感じる方々も多いのが実情です。このまま地元住民の不満や不信を放置して、この事業を進めるのかお伺いします。

（３）のイについて再々質問です。その他管理者が必要と認める者の中で幅広い立場の方に協議会にご参加いただけるよう検討していくとの答弁でした。今から地元協議会に参加したいという住民の方がいたら、どのようなプロセスを経れば参加できるのかお伺いします。

（３）のウについての再々質問です。先ほどの質問でも述べました地元協議会の委員の方から、地元自治会集会所での説明会開催を中部環境に要望していると地域住民に報告があったという件についてですが、これについて、ではそれはいつ開催されるのかお伺いします。

また、今年の５月28日に鴻巣市の笠原公民館で開かれた説明会でも、地元住民から予定地の地元自治会集会所で説明会を開いてほしいという発言があったはずですが、これも開催されるのかお伺いします。

以上で３回目の質問を終わります。

○村田裕子議長　３回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　件名１の再々質問にお答えいたします。

アの交付対象経費上限額を上回ることについて、国の交付金審査や事後評価で過大と判断されるおそれはないのかについてですが、まずこの交付対象上限額は、令和10年度以降に着工となった場合に適用される上限値であり、令和９年度に着工を予定しておりますので、予定どおりに事業が進めば適用されることはありません。また、国は上限値以上の交付金を出さないということで、この内容を通知したものであり、交付金要綱に定める内容で上限値を超えた部分を国が過大と判断することはないと考えております。

次に、ウ、物価や人件費の上昇を想定し、ライフサイクルコストを試算し、後の追加負担や契約変更による住民負担の増大を抑える対策は必要ではないかについてですが、整備基本計画では、事

業者との契約方法について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるＰＦＩ法に基づいたＤＢＯ方式としております。ＤＢＯ方式の契約においては、一定の範囲を超えた物価変動や金利変動、法律改正などによる費用増加などの様々なリスクについて、どちらが分担するのかを明確に記載いたします。一般的には、一定の範囲を超えた物価変動に対しては、発注者がリスクを負うこととしておりますので、様々な要因に対して、やむを得ず上昇してしまう費用については、適正にお支払いするという認識です。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　次に、ご質問の（２）のア、これの再々質問、新たなごみ処理施設等建設検討委員会において、国の最新の方針に即した比較検討を行わなかった理由についてですけれども、この検討委員会は、令和５年７月６日に組合管理者からの諮問に応じ、調査研究を開始いたしました。その諮問の内容ですが、諮問事項は、埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備基本計画に関することであり、諮問の趣旨は、要点を申し上げますが、令和５年度、６年度での新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、処理方式や施設規模、事業方式など、計画を構成する主要な事項について、貴検討委員会のご意見を伺うというものでした。建設検討委員会では、この諮問内容に沿って、調査研究及び検討を行い、答申をしております。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　続きまして、（３）、建設予定地の地元合意形成はできているかのア、このまま地元住民の不満や不信を放置して事業を進めるのかについてですが、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

次に、イの今から地元協議会に参加したい方がいたら、どのようなプロセスを経れば参加できるのですかということですが、地元協議会の委員は、新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱で任期が２年と規定されており、令和７年８月に開催された地元協議会で新たな委員に改選されております。地元協議会に参加したいという住民の方がいらっしゃいましたら、次回の改選の際には、その他管理者が必要と認める者の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ウの地元集会所等での説明会の開催についてですが、地元協議会の委員から示されるご意見は、地元の方々のご意見であると認識しておりますので、繰り返しとなりますが、今後の自治会単位の説明会の開催については、地元協議会のご意見を伺ってまいります。

以上です。

○村田裕子議長　以上で西尾議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　零時４０分

○村田裕子議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、山田代表監査委員の入場を許可いたします。お願いいたします。

〔監査委員入場〕

◎管理者提出議案の上程及び説明

○村田裕子議長　日程第７、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○神田　隆管理者　皆様、改めましてこんにちは。議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第９号　令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,862万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,378万5,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金が700万円の増額、財産収入が38万4,000円の増額、繰入金は2,433万7,000円の減額、繰越金が3,558万1,000円の増額であります。

歳出につきましては、議会費が３万6,000円の増額、総務費が160万2,000円の減額、衛生費が2,019万4,000円の増額であります。

議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、歳入総額は10億1,660万5,540円で、予算現額に対し81万1,460円の減であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金５億9,448万6,000円、使用料及び手数料１億4,854万8,240円、繰入金１億1,378万1,000円、諸収入１億1,879万2,587円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額９億7,602万3,737円、執行率95.93％であります。歳出の主なものは、総務費4,107万905円、衛生費９億2,911万2,404円であります。

以上が決算の概要でありますが、監査委員のご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、２議案につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長より説明させていただきますので、慎重審議の上、原案のとおり可決、認定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○村田裕子議長　以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

山田代表監査委員。

○山田順司代表監査委員　皆様、こんにちは。監査委員の山田でございます。ただいま議長からご指

名をいただきましたので、令和６年度決算審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項の規定に基づきまして、去る８月20日に当組合管理者から付されました令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されております金子監査委員とともに、当組合の会議室において審査をいたしました。

現金出納等の諸帳簿、関係書類等を照合いたしました結果、決算書等の計算数値に誤りはなく、決算書及び附属書類は適正に作成され、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長　どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩　午後　零時４５分

〔監査委員退場〕

再開　午後　１時５８分

○村田裕子議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第９号の説明、質疑、討論、採決

○村田裕子議長　日程第８、議案第９号　令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、議案第９号について説明を申し上げます。

議案書を１枚おめくりいただき、１ページをお願いします。

令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号）。

令和７年度埼玉中部環境保全組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,862万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,378万5,000円とする。

２ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算補正では、歳入歳出予算補正額を款項別に記載しましたが、この内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

６ページをお願いします。歳入より申し上げます。３款１項１目衛生費国庫補助金700万円は、循環型社会形成推進交付金で、８ページにあります３款１項３目建設推進費の中の12節委託料に計上しています盛土造成工事設計業務委託料2,100万円が国庫補助対象事業として採択の見込みであることから、当該経費に係る国費分を計上したものです。なお、交付率は３分の１となります。

６ページへお戻りください。４款１項１目利子及び配当金38万4,000円は、施設整備基金の預金利子です。

５款１項１目財政調整基金繰入金2,433万7,000円の減は、前年度繰越金の確定見込みに伴い、財政調整基金からの繰入れを減するものです。なお、本補正後の財政調整基金残高は2,490万8,034円です。

６款１項１目繰越金3,558万1,000円は、前年度繰越金の確定見込みによるものです。

７ページをお願いします。歳出について主なものを申し上げます。１款１項１目議会費は３万6,000円で、１節報酬及び３節職員手当等は、５月に構成市町で組合議員の改選があったことによるものです。

２款１項１目一般管理費は198万6,000円の減額で、２節給料から４節共済費は４月１日付の人事異動等に伴う人件費の減です。

７節報償費は、議員１名の通算勤続年数10年以上の表彰及び退任された前管理者の表彰に係る記念品代です。

12節委託料は、給与システム改修委託料で、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に対応するための改修です。

続いて、３目施設整備基金費、24節積立金は、歳入で説明申し上げたとおり、施設整備基金に係る預金利子を基金へ積み立てるものです。なお、本補正後の当該基金の残高は12億7,244万4,168円です。

８ページをお願いいたします。３款１項１目清掃総務費６万9,000円の減は、施設課職員の人件費等で、勤勉手当の算出方法の改正によるものです。

３目建設推進費2,026万3,000円のうち、２節給料から４節共済費は、建設推進課職員５人の人事異動に伴う人件費の減です。

７節報償費は、建設予定地内にあります所有者不明の土地の買収等の手続完了に当たり、弁護士に支払う費用です。年度内中に手続が完了する見込みであるため、ここで補正をお願いするものです。

12節委託料は、令和８年度前期に予定しておりました建設予定地の盛土造成工事の設計業務について、令和９年度の当該工事の着工をより着実にするため、業務を前倒しするものです。

３ページへお戻りください。第２表は、債務負担行為補正です。事項は、用地買収業務委託、期間は令和７年度から令和８年度まで、限度額は1,400万円です。建設予定地の用地買収事務を埼玉

県土地開発公社などの当該業務に実績のあるところへ委託するものです。令和７年度を準備期間とし、令和８年度から買収の予定です。

以上で議案第９号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田裕子議長　説明が終わりましたので、質疑を求めます。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　議案第９号について何点か質問をいたします。

まず、３ページですが、債務負担行為補正です。先ほど令和８年度に用地買収の予定ということで1,400万円の債務負担行為の金額が示されていますが、まずこの場所ですけれども、地権者数と筆数、その中に不明土地が２か所あるというふうな先ほどの答弁でありましたけれども、地権者数と筆数、それから用地買収に係る準備状況、私の先ほどの質問で、農振除外申請については順調に進んでいますという、一般質問でもご答弁がありましたけれども、令和８年度に用地買収するということは、農振除外申請は年２回ですので、１月か７月には農振除外申請の認可というのですか、認可するのは鴻巣市長ですけれども、その前に審議会をやったりいろいろするようになると思うのです。そういう点からいうと、農振除外申請の流れと併せてどのようなスケジュール感になっていくのかということを質問です。

また、委託費、これは鴻巣市の土地を基本的には購入するようになると思うので、例えば鴻巣で事業をやる場合、土地開発公社に先行取得をしていただいて、例えば道路だとかやっていくようになると思うのですけれども、そういうことも含めれば、土地開発公社というのはあり得るのかどうか、その点もお聞きしておきます。

続いて、６ページの歳入で国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金として３分の１補助されるということです。今回の補正によって、これまでの循環型社会形成交付金というのはトータルで幾らになるのかということと、今後予定しているものがあればお答えをいただきたいと思います。

続いて、７ページの総務費、一般管理費、委託料で子ども・子育て支援金制度のお金を出すために79万2,000円のシステム改修を行うというご説明でしたけれども、この子ども・子育て支援金に関わっては、ちょっと鴻巣の議会で後期高齢者医療保険に関しては、子ども・子育て支援金という制度の中から補助金が出て、それを受けて後期高齢者のシステム改修をやったのですけれども、今回の中では、国からの補助金ないですよね。子ども・子育て支援金に関する補助金がないので、これは独自にシステム改修をするようになると思うのですけれども、その委託料79万2,000円のシステム改修、ここで働く職員が何人なのかということと、そこで働く職員の皆さんの、共済組合に入っておられると思うのですけれども、その共済組合の職員が１人、月幾らずつ子ども・子育て支援金として拠出するようになるのかをお答えいただきたいと思います。

それから、衛生費で建設推進費の中の12節委託料で、盛土造成工事設計業務委託料、先ほどの全

員協議会の中で答弁されていましたが、あそこの地盤はうんと下がるかと思ったけれども、思いのほか下がらなくて、60センチだというふうな答弁されていましたよね。ということは、基本的には盛土の高さは1.5メートル、県道と同じ高さにして、プラス2.1メートルになるのかという、ちょっとその認識でいいのかどうかということと、60センチですけれども、とにかく広さは5.55ヘクタールですよね。そうすると、ちょっと計算できないのですけれども、何立方の盛土が必要だというふうに、これから設計委託するからあれかもしれないけれども、想定されるのか。先ほどどこから持ってくるのかといったとき、公共残土などがいいのではないかというふうな報告をされていましたけれども、こんなにたくさんの盛土をするためのかかる費用も含めて、41億円というふうに試算はされていますけれども、それらも含めて現在の状況と盛土造成工事の建設の量、そういうのはどういうふうに想定されているかをお答えいただきたいと思います。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、答弁を申し上げます。

まず、３ページの債務負担行為の関係でございますけれども、この用地買収に係る地権者数と筆数ですが、令和７年の９月現在、地権者数49人、筆数は76筆でございます。

それから、用地買収に係る準備の状況ということで、特に農振除外の関係でありますけれども、現在は関係するところ、特に鴻巣市、埼玉県でありますけれども、ここと事前調整中であります。今後は農振審議会、これが鴻巣市で開催をされる。県との協議を経て、こちらの予定というか目標では、令和８年の２月に公告、縦覧の予定ということで現在事務を進めているところでございます。

それから、次のこの債務負担行為の業務委託ですけれども、どういうところに発注していくのかというふうなことでございますが、先ほどもちょっと説明の後、補足させていただきましたが、当然こういう業務は、用地買収業務に実績のあるところになりますので、埼玉県の土地開発公社などは候補者の一つというふうに考えております。これは議決をいただきましたら、この後に業者の選定業務、これに入っていきたいと考えております。

それから、６ページの歳入、国庫補助金700万円の補正に関してですが、この700万円を含め、今までに幾らぐらいの国庫金を確保しているのかということでございますけれども、事業を始めたのは令和４年、そしてこの交付金を活用したのが令和５年度からでございます。令和５年度は660万円、令和６年度が1,464万円、そして令和７年度が1,450万円、合計で3,569万円、これが現在の数字でございます。この後も当然工事に入ってくれば工事費に関しての交付金もございますけれども、調査費のレベルでは業者選定業務委託、これを実施しておりますので、その各年に支出した金額、これに対して補助金が交付されるというふうな状況でございます。

その次に、一般管理費の中の委託料、これは79万2,000円の、これが子ども・子育ての関係ですけれども、このシステム改修を行うのに補助金がないのかについてですけれども、補助金はございません。単費で行う予定でございます。

それから、この支援金が１人当たり幾らになるのかということでございますけれども、これは平均の数字ですが、令和８年が250円、令和９年が350円、令和10年が450円というふうな見込みでございます。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、最後にご質問の盛土造成工事に関する内容で、以前に行われた地盤技術解析業務の中でどういった結果が出たのかというのをご説明したいと思います。

前の組合であります鴻巣行田北本の組合で実施した地質調査を参考にしまして、今回の地盤技術解析業務を行ったのですけれども、先ほどの説明の中で、おおむね60センチぐらい沈下するということで説明をしたのですが、イメージとしましては、お豆腐をイメージしていただきまして、お豆腐の上に荷重をかけますと、当然横に膨らんだり崩れたりとかというふうな、そういったのがイメージしていただけると思うのですけれども、今回の地盤についても、軟らかい地盤だということが言われていたのですけれども、上に土が乗ったことで周りに膨らんだりとか、そういったことがないかどうかという、そういう解析も行いました。そのような解析を行ったところ、周りにも大きな影響がなく、盛土をするに当たりましても、おおむね30センチ程度の、巻き出し厚と言っているのですけれども、ローラーやブルドーザーで敷き均して、30センチの層ごとに盛土をしていくわけです。一遍にどんと盛土するわけではなくて、少しずつ盛土していくので、敷き均しをしながら徐々に沈下していく部分もございます。それらを含めまして、トータル約60センチ沈下するであろうという結果が出ております。

それと、盛土の量、どれぐらいの量が必要なのかということですけれども、大体概算で15万立米ぐらいを想定しております。こちらの建設発生土につきましては、ＵＣＲという、建設発生土を管理しているところと、外環道で発生する建設発生土などが考えられまして、それについては運搬費や土の購入費も無料で搬入していただけるような協議をさせていただいているところです。それなので、先ほどの41億という当初の概算の費用が出ておりますが、それらは全て土を購入するなどを想定した数字ですけれども、今回は地盤技術解析業務の結果に基づいて、経費を節減できるような結果が得られております。

以上です。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　すみません。答弁漏れがございました。システム改修の関係の中で、子ども・子育て支援金の関係ですが、対象の職員は何人ということについてお答えしませんでした。すみません。10人でございます。

以上です。

○村田裕子議長　竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　では、再質問を行います。

まず、債務負担行為補正で、49人の地権者がおられるという中には、いわゆる不明土地というのも含まれているのかどうか。それと併せて、先ほどいわゆる不明土地を裁判所の許可を、本来なら民地だったものを不明土地として扱って、それでこの地域を本来の所有者ではないところ、いわゆる中部環境保全組合の土地として移転するわけですから、そういう点からいうと非常に重要なことを決定するわけですけれども、裁判所との関係では、不明土地の、これを不明土地として処分していいよということが下される見通しというのはいつ頃なのか。今回補正でも出ていますけれども、そういう点からいうと、この不明土地の扱いというのは非常に難しくて、不明土地に関わって農振除外申請書にちゃんと書いてやるのかどうか、その具体的な部分も含めて伺いたいと思います。令和８年２月には縦覧をしたいということの目標で今取り組んでおられますけれども、ということは２月に縦覧するということは、最終的には鴻巣市の市長の許可が下りて、その前に県との協議があって、農振除外の審議会が開かれるわけですから、もう１月の当初にはきちっとした申請書類が出されているということかなというふうに私は思うのですけれども、そのようなスケジュール感でいっているのかどうかをまず確認しておきたいと思います。

それから、一般管理費の子ども・子育て支援金についての、10人とおっしゃいましたよね。10人とおっしゃったのですけれども、職員が、条例を見ると、埼玉中部環境保全組合職員の定数条例というのがあって、職員の定数は次のとおりとするということで、管理者の事務局の職員が10人、議会の事務局の職員が２人、監査委員の事務局の職員が１人ということで、単純に計算すると13人になるのですけれども、兼務しているところがあるのかどうか、ちょっとこれも含めて確認をしたいと思います。

続いて、盛土の造成工事の設計委託料ですけれども、先ほど15万立方とおっしゃいました。それは15万立方というのは高さが、先ほど60センチ沈下するということを前提に30センチずつ盛土をしていて、落ち着いたらまた30センチずつ盛土をしていくということですよね。それで高さが最終的には1.5メートルになるということも含めた15万立方でいいのかどうか。それプラス外周道路がありますよね。外周道路は６メートル幅で、長さが950メートルというふうにおっしゃいました。盛土とは別に埼玉中部環境保全組合が行う事業として外周道路があるわけですけれども、外周道路というのは県道と同じ高さにしているわけですよね。そうしないと入っていかないよねというふうに私は想定しているわけですけれども、その外周道路も含めた15万立方メートルでいいのかどうか。これから設計委託をするというふうに思うのですけれども、そういう点からいうと転圧をかけながらやっていく、かつでも最終的にはあそこの盛土が沈んでは困ると申しますのは、あそこの近くに斎場がありますよね。みずほ斎場があるのです。みずほ斎場のほうが、今予定しているところよりも軟弱ではないけれども、みずほ斎場の建物と土地の間には亀裂が発生しているのです。建物のところと土地の間に亀裂が発生しているのです。そういうことを考えたときに、本当に盛土が安定していっていくという点では、私は近くにあるみずほ斎場の例を見たときに、しっかりと転圧はする

けれども、自然的にやるとなると計画には大幅な、変に急いでやる必要はないのではないかというふうに考えますが、どのようにお考えか、最後確認です。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは最初に、債務負担行為の関係の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地権者数49の中に不明土地が含まれているかということですが、これは含まれております。

それから、この土地を買収するに当たっては、裁判所との手続の関係がスムーズに行われているのかというふうな内容だったというふうに思っておりますが、これについては、まずこの土地が所有者が不明なのかどうかということの判断は、これは法務局が行います。法務局にその申請をして、その結果に基づいて、それを裁判所のほうに申請をするというふうな手続でございますので、既に今ご指摘のあった内容については確定をしておりますので、その上で裁判所が管理人を定めておりますから、その管理人イコール所有者ということで、組合のほうはこれから用地の関係の手続を行っていくというふうなことでございます。準備はできておりますので、あとは農振農用地の関係、都市計画決定の関係、この手続いかんで用地買収は可能というふうに認識しております。

それから、事務局の職員数ですけれども、先ほどそういった議会事務局の関係で何人あるいは監査委員事務局でというお話がありましたけれども、総務課の職員が議会事務局の関係を兼務しておりますので、トータルで10人ということで今事務所は動いております。

以上です。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　先ほどの15万立米の土量の関係なのですけれども、これは締め固めた土をほぐして持ってくるわけです。そうすると、締め固めた土の変化率というのを掛ける、1.2というのを掛けるのですけれども、それを掛けて、ほぐした土量として15万立米という計算をしています。

それと、外周道路を盛土してしまうのかという話なのですけれども、外周道路については盛土は行わない予定です。

あと、盛土が今後時間の経過とともに安定するのかということなのですけれども、こちらは盛土をすることによって残留沈下量というのがありまして、100％まで沈下してしまえば、それで終了なのですけれども、盛土の場合には、一気に沈下をしていって、その後は徐々に沈下していくという残留沈下量というのを考慮しなければいけないので98％ぐらいは沈下するであろうという結果が出ておりますので、その残り２％ぐらいの残留沈下量については、時間をかけないと100％まで達しないので、工事期間である５年ぐらいの建設期間も含めて残留沈下量を管理していくという形にはなると思います。

以上です。

○村田裕子議長　ほかに質疑ありませんか。

杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　１点だけ伺いたいと思います。

今ありました建設費の盛土造成工事設計業務委託料の関係なのですけれども、先ほど令和６年度決算のところで少し伺わせていただいたのですが、強制的な排水が必要なくなったというふうにおっしゃっていたので、設計額分についても抑えられているのかなと思うのですけれども、当初予定していた金額といいますか、その点はいかがなのでしょうか。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　お答えします。

議員のご指摘のとおり、強制的に排水する工法等を用いることがなくなりますので、当然設計費用もその分の設計ということをしなくてよくなりますので、設計費用も落ちていくという形にはなると思います。

○村田裕子議長　杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　すみません。ちなみに金額的な部分はどうですか。当初の予定、どれぐらい予定していたものがこの金額になったのかという、もし金額的な部分がお答えいただけたら伺いたいと思います。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　あらかじめ地盤技術解析業務委託の結果で、そういったことをやらなくていいという結果が出ていましたので、見積の仕様書についてもそのような仕様で見積りをいただいていますので、委託費がどれぐらい安くなるかという比較は行っておりません。

○村田裕子議長　ほかに質疑ございませんか。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　では、通告を出してあるのですが、前任者の方の質問で分かりましたので、１件だけ確認させてください。

８ページの報償費なのですが、所有者不明土地に係る弁護士等謝金、これも先ほど全員協議会でお伺いした、竹田議員の質問にもありましたけれども、２筆、98平米と0.67平米の土地ということでいいのかどうか。

それから、先ほどもちょっとお話がありましたが、ではトータルで弁護士費用は、この所有者不明土地に係る弁護士等謝金、この弁護士費用はトータルで幾らになるのか。まだ今後も弁護士費用が発生するのかという点と、それからこの所有者不明の土地ということは、予定地の農地の中にあるということなのですが、これはいつの時点で所有者が不明だということが分かったのかということと、その状況なのですが、これは耕作放棄地だったのか、それとも農業をされている土地なのかということをお伺いします。

○村田裕子議長　事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、ご回答申し上げます。

まず、弁護士の謝金について、今後まだ支払いがあるのかということでございますけれども、まず大きく分けますと、弁護士の謝金と、それから管理人への謝金ということで分かれております。弁護士の関係については、既に55万円お支払いをしておりまして、今後この事業が完了いたしますと、100万円ということでお支払いする予定でございます。支払いの予定はそれのみでございます。

また、管理人については、先ほど申し上げましたが、50万円が支払われてございますが、これはこの事業が完了した時点の管理の期間であるとか、あるいは管理の内容などに応じて、50万の範囲の中で裁判所が決定するというふうなことで金額が決定されるものでございます。

この土地が不明であるということはいつの時点で分かったかということなのですけれども、これは登記簿を見ますと、保存登記がしていないのです。要するに、登記簿の乙欄ではなくて、甲欄の中で、表題部のところに土地の名前と所有者の名前を記述するところがあって、そこに名前の記述があるのですけれども、保存登記がしてありませんから、それが所有者ということがなかなか確定することができないと。実際その方を見つけましたけれども、すごく以前の方で亡くなってしまっているので、そういった方のことも分からないというふうな状況でありました。それを法務局に、先ほど申し上げましたけれども、問い合わせて確認をしたところ、それでは所有者不明土地ということで取り扱えるかどうか調査をするので申請をしてくださいというふうなことになりまして、現状のような形となっております。

それから、面積等についてどうか、耕作放棄地だったのかということですが、面積は先ほど申し上げましたように100平米弱であります。耕作放棄地かどうかについては、非常に土地が小さくて細長い土地なのです。それが周りの農地と一帯としてありましたので、特にその部分が荒れているというふうな状況はございませんでした。

以上です。

○村田裕子議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　今回の補正の中には子ども・子育て支援金制度に関わるシステム改修の費用が79万2,000円あります。10人分の職員に関わる部分なのですが、厚生労働省のホームページを見ると、子ども・子育て支援金というのは共済組合の場合、来年が300円、翌年度が450円、2028年には月600円の負担になる内容のものです。したがって、子ども・子育て支援金に係るシステム変更は、ここで働く職員の皆さんの負担増になるため、反対といたします。

○村田裕子議長　続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　次に、反対討論はありませんか。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　議案第９号　令和７年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第１号）に反対の立場から討論いたします。

債務負担行為補正で用地買収業務委託1,400万、それから盛土造成工事設計業務委託料2,100万、予定地周辺住民との合意形成を欠いたまま進める新ごみ処理施設整備事業であってはならないという立場です。

また、給与システム改修委託料79万2,000円、子ども・子育て支援納付金を徴収するということに伴うシステム構築のためのシステム改修のための委託料です。保険の種類によって徴収額が異なるなど問題点も指摘されていますが、物価高で国民生活が苦しい中、これ以上負担を増やすべきではないという立場でございます。

これらのことから、議案第９号に反対いたします。

○村田裕子議長　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○村田裕子議長　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○村田裕子議長　日程第９、議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　では、議案第10号について何点か質問いたします。

17ページの総務費の12節委託費のデータベース管理委託料、これは私は埼玉中部環境保全組合のホームページなど見ますと、まめによく更新をされたり、いろいろと会議録なども出していただい

ているなというふうに思うのですけれども、このデータベースと併せて、先ほど読み上げた例規集ですけれども、これは最終的には令和６年１月31日に発行になっています。このいろいろなデータの中で、例規集という、製本されてしまっていますので、いわゆる２年か３年かに一遍ずつ例規集がつくられると思うのですけれども、職員の給与とか今後出てくる育児休業に関する部分とか、いろいろこの間改正されているのですけれども、令和６年１月31日付でなっていますので、これは令和５年度版を私どもは拝見しているわけです。そういう点からいうと、このデータと合わせて例規集などは加除方式、リングで変わったところだけ加除できるような方法にならないのかということをまず１点目にお聞きしておきます。

２点目の衛生費です。塵芥処理費の大間最終処分場に関しては、いわゆる国が買い取った分があるので、管理しなければならない面積が減ったために前年度に比べて費用が安くなっているというのは分かったのですけれども、その後、いわゆる原因者、いわゆる国が行うことによって全部買い取っていただくというようなことを以前答弁されたというふうに私は受け止めているのですが、そういう点からいうと、今後の見通しですとか、大間最終処分場は水質管理もしたりとかしているのですが、ずっと収束の見通しがないまま来ているという点では、原因者責任として国土交通省とはどんな話合いをされているのかをお伺いいたしておきます。

それから、同じページの建設推進費の新たなごみ処理施設等建設検討委員会で、昨年度、令和７年２月に基本計画を策定していただいて、その中で11人分の報酬費が払われているのですが、いわゆる副市長とか副町長もこのごみ処理施設等建設検討委員会の中にはメンバーに入っています。逆に言えば、正副管理者の下で働く副市長、副町長ですから、その点からいうと第三者委員会としての性質を私は持っていないのではないかというふうに考えます。その点での副市長、副町長の検討委員会の中での果たしている役割と、第三者委員会との関係でどのように考えておられるかを伺っておきます。

続いて、23ページの建設推進費の12節です。測量調査業務委託料です。測量業務委託ということは、これまでは約5.8ヘクタールというふうに表示されていたわけですが、測量をしていただいた結果、正確な面積は実際はどのくらいになるのか。また、周辺調査も行っていますので、周辺調査というのはどの範囲を言うのかをお答えいただきたいと思います。

それから、地盤技術解析業務委託料で1,265万円で、これは地盤調査を行って、その結果、そんなに思いのほか沈下しないということでしたけれども、鴻巣行田北本環境資源組合でやった、いわゆるボーリング調査などの結果などを見ると３か所ぐらいしかやっていないのです。そういう点からいうと、地盤技術解析業務委託ではどんな内容で行ったのか、正確な内容についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○村田裕子議長　藤倉事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、17ページの総務費の委託費の関係ですが、データベース管理委託料について、この例規集の取扱いを加除方式にならないかということでございますが、これは推測でございますけれども、加除方式のほうが恐らく費用がかかるのではないかというふうに考えられます。既にデータベースがあるので、この冊子の必要性については、議会でも今までも協議をしていただきました。さらに、この冊子については、構成市町のほうにも配付をしております。市町のほうもこれの必要性については、できれば非常に重宝なので、この状態でいただきたいというふうなお話はあるわけなのですけれども、費用面でやはり負担がかかりますので、その辺、もし議会のほうでこの在り方などについて協議をしていただけるのであれば、お願いできればなというふうに思っております。

それから、次の大間最終処分場について、全部買収をするというふうなお話を事務局のほう、こちらが何かそういうお話をしたというふうなことで今何ったわけですけれども、国が用地を取得するのは、上尾道路の計画用地だけなのです。多分、これは多分ですけれども、私のほうで申し上げましたのは、中に入っている最終処分土、これは全て撤去しますと、そういうふうな説明はさせていただいたというふうに思っております。

それから、この新たなごみ処理施設の建設検討委員の中に副市長、副町長が入っているということについてですけれども、これは設置条例、当然議会の承認をいただいて条例を定めたわけですけれども、この中の４号委員に組合の構成市町の副市町長ということで位置づけがございます。役割については、構成市町の代表として加わっていただき、ご意見をいただくというものでございます。

次に、23ページの建設推進費の委託料の関係ですが、この測量調査業務委託料については、この全体の面積はということでございましたけれども、これにつきましては先ほども説明を申し上げましたが、権利者の確認調査、それから特に行いましたのは、これから盛土などを行うので、その現況の高さあるいは形質、そういったものをしっかりと把握する必要がありますので、縦横断測量、そういう呼び方をしますけれども、どういうふうな地形、高さになっているのか、あるいは形になっているのか、そういうことをメインにした調査でございます。

それから、周辺の調査というのはどういうものを調査したのかということですけれども、これは造成あるいは建設に際しまして、台風等の大雨の影響で水田や用排水路からの水の流れが阻害された場合に、周辺農地の耕作等に及ぼす影響、これについて調査をしたものでございます。

○村田裕子議長　宮澤建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、地盤技術解析業務委託の内容ということなのですけれども、先ほど、前の組合で行ったボーリング調査３か所ということで、これが少ないのではないかというお話なのですけれども、前組合の調査では、５か所を実施しています。この5.8ヘクタールの面積の中で、地盤、層ごとの土質自体はほぼ変わらないということなのです。極端に土質が変わるということは考えにくいので、その５か所のボーリング調査で十分参考になるデータであるというふうに

考えております。

それと、その内容としましては、各層ごとに盛土する材料を、砂質土が主体の土と、それから粘性がある土、その２種類を交互にシミュレーションをかけまして、地盤の流動性、荷重がかかったときに地盤が横に流れてしまったりとか、そういった流動性ですとか、盛土することによって地盤が破壊してしまわないか、そういったことのシミュレーションと盛土の量をそれぞれ変えながらシミュレーションをかけて検討する委託内容となっています。

○村田裕子議長　竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　23ページの建設推進費の12節の委託料の測量調査業務委託料で、これは現況を把握していくためであるということですが、粛々と事業を進めて、いわゆる土地の売買価格などもだんだんこれから決まってきたときに、ではこの一帯、ごみ処理施設の面積はどのくらいになるのですかといったときに、今約5.8ですよね。ごみ処理場としては5.55ヘクタールなのです。約が、いつ約ではなくて、この面積ですというふうに正確な数字が示されてくるのか。というのは、用地買収で土地の鑑定評価を行ったり、路線価で買うわけですから、そういう点からいうと、いつこの測量調査と合わせて正確なごみ処理場の面積になっていくのかということの見通しをお示しいただきたいと思います。

それから、周辺調査では、大雨が降ったときに、確かにあそこは台風19号が来たときには湖のように一帯がきれいな水面下になって、沈んだ写真がありますけれども、そういう点からいうと、あそこの用水路とか道路というのは、確かにごみ処理場は盛土をしますので高くなりますけれども、その後はずっと用水路とか道路というのはその後も影響があるわけですね。そういう点からいうと、この周辺調査を行って、今後どのようにこの周辺調査を行った結果を生かしていこうとしているのかについてお伺いをしておきます。

それから、地盤技術解析業務委託料で、先ほどボーリング調査を５か所やったから大丈夫というふうにおっしゃいましたけれども、私が少なくとも鴻巣行田北本環境資源組合に所属していたときには、５か所から、近くになったらもっとたくさんのボーリング調査を行っていきますというふうに、その当時はおっしゃっていたというのが私の記憶です。しかもＮ値という、地盤の高さからいうとＮ値が強いほうがいいわけで、そういう点からいうと50メートルぐらい、くいを打たなければいけない部分もあると思うのです。私が見た限りでは。そういう点からいうと、５か所でよしとするという、その根拠は何なのかお答えをいただきたいと思います。

○村田裕子議長　事務局長。

○藤倉　聡事務局長　それでは、質問にお答え申し上げます。

まず、面積の調査でございますけれども、この用地買収に関して、どのような形で買収をしていくかについては、これから地権者の方と相談も協議もさせていただくわけでございますけれども、登記簿には面積がございますので、そういったものを参考にして用地買収をしていくというふうな

やり方もございます。この辺については、今後地権者と協議をしていきたいと考えています。

それから、水の流れの調査、台風などの影響で水の流れがどのようになるのかというふうなこと、それに対して周辺農地にどういう影響を及ぼすのかというふうなことにつきましては、このデータを基にして、これから地元協議あるいは地元の土地改良区の皆さんなどといろいろと改善策、そういったものについて協議をしていきたいと考えております。その材料にしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　先ほどの地盤技術解析業務委託の中の５か所のボーリング調査では足りないのではないかということなのですけれども、盛土を行うに当たりましては、５か所で十分だということをコンサルタントに確認をしております。今後は、調整池ですとか建屋の位置などが決まりますと、当然建築をするに当たったりですとか、調整池を造っていくのに当たりまして、当然詳細なボーリング調査をする必要が出てくるかと思います。今の時点では、盛土をするに当たっては、前の組合の５か所のボーリング調査で十分足りるという認識でおります。

○村田裕子議長　ほかに質疑ございませんか。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　では、２点質問させてください。

まず、１つ目なのですけれども、23ページの、前任者の質問にもありましたが、地盤技術解析業務委託料、これの成果物というか、報告書を拝見させていただくことはできるのかどうかということが１点目。

それから、23ページの生活環境影響調査業務委託料ですが、この調査の縦覧が９月１日から30日、中部環境で行われました。来られた方はゼロ人ということで、午前中報告されていましたけれども、鴻巣市のホームページでは、この生活環境影響調査の縦覧を中部環境で９月にやっていますよということは、探したところ載っていなかったのです。ところが、北本市さんのほうではちゃんとホームページで詳しく書かれておりました。なので、自治体によって、こういうことをやっているというお知らせがきちんと市民に分かりやすく周知されている自治体と、そうではなかった自治体があるのではないかと考えております。今後、やっぱり生活環境影響調査、知りたい、見たいという方がいると思うのですけれども、調査結果の公表は今後どのようにやるのかお伺いします。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　それでは、ご質問にお答えします。

地盤技術解析業務委託の報告書、それを見ることができるのかということなのですけれども、これは私が担当でやっておりましたので、これは自信を持ってお見せできるとは思うのですけれども、一応オープンにしていい情報かどうかというところもきちんと精査した上でお見せすることは可能

だと思います。

○村田裕子議長　事務局長。

○藤倉　聡事務局長　生活環境影響調査の今後のお知らせの仕方について、自治体によって違いがあったということでございますが、中部環境はこの事務を行う広報の方法として、これは一般的に広報紙でお知らせをするということで足りるということになっているというふうに認識しています。その事務手続に従ってこれを行っておりますので、北本市さんの場合は、ちょっと私も確認していなくてあれなのですが、それをさらにホームページに載せていただいたというのは独自の対応であったというふうに思うわけですけれども、組合としてはやらなければならない広報については行ったというふうな認識でございます。

〔「今後の公表」と言う人あり〕

○藤倉　聡事務局長　それから、今回の結果の公表ですが、縦覧をしましたけれども、見ていただいた方はいらっしゃらなかったということについては、この環境影響調査の関係をホームページのほうでこれから載せていきますので、そういう中でお知らせをするということも検討していきたいと思います。

以上です。

○村田裕子議長　西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　確認なのですが、環境影響調査の結果報告という形で、この調査の結果、今回縦覧の対象になったものなのですが、見ていない市民も多いと思いますので、これは今後ホームページで公開していただけるということでよろしいのでしょうか。

○村田裕子議長　事務局長。

○藤倉　聡事務局長　この内容につきましては、ホームページで公開を予定しています。ただ、公開の内容ですけれども、全てを公開するか、あるいはダイジェスト版にして公開するかについては、現在検討中でございます。

以上です。

○村田裕子議長　ほかに質疑ございますか。

杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　すみません。全員協議会並びに補正予算と、今回最後は決算の今審議をしているのですけれども、その中で何度も出ていてちょっと質問もしにくいのですが、議事録に残しておくという意味で、再度伺いたいと思います。

23ページの地盤技術解析業務委託を行って、その建設予定地の盛土工事の状況を調査して、より効率的な工法を選定するための調査をすると。半年前倒しをして、令和６年度に実施をされていますけれども、この調査の結果を、先ほど全協でも伺ったのですけれども、もう一度お願いします。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　地盤技術解析業務委託を実施した結果についてのご説明をいたします。

当初は、この建設予定地は非常に水分を含んでいて大変軟弱なところだというような認識でありましたけれども、この業務委託の結果は、土に含水している水を強制的に排水をしなくても十分その盛土の重さだけで、１年間をかけて約60センチ沈下するであろうという結果が出ておりまして、その余分な排水を促進するような工法、そういったものはこの結果では必要ないということ。それと、盛土をすることによって流動していく土を抑えるための地盤改良も、部分的にはしなくてはならないところもあるのですけれども、地盤改良もほぼする必要がないというような結果が出ております。そういったことで、盛土をするに当たりまして、相当な費用の削減が図れるのではないかと予測しております。

以上です。

○村田裕子議長　杉田議員。

○14番　杉田しのぶ議員　調査結果を聞いてよかったなと思うのですが、やっぱり信頼性の問題、もちろん専門業者さんがやられているので間違いないというふうに思うのですけれども、不安な質問も先ほどお答えされていますので、業者名、どのような業者がやったのかとか、そういったことを答えられれば、そういうことは予算書にも載っていないので、そういったことが伺えたらお願いしたいのですけれども。

○村田裕子議長　建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長　業務委託の業者名ですが、基礎地盤コンサルタンツ株式会社という、土質関係や地盤を専門にやっているコンサルタントとなっております。

○村田裕子議長　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

西尾議員。

○２番　西尾綾子議員　では、議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

新たなごみ処理施設等地元協議会補助金、地元にも多様な考えや意見、立場の異なる住民がいますが、そういった声を反映できる協議会になっているとは思えません。地元住民との合意を欠いたまま、ごみ処理施設等整備基本計画策定業務ほか新ごみ処理施設関連の各種委託料が使われておりますが、まずは地元への丁寧な説明と合意形成をしていくとの立場から、本議案に反対いたします。

○村田裕子議長　次に、賛成討論はありませんか。

桜井議員。

○８番　桜井　卓議員　議案第10号　令和６年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

監査委員の意見書にもありますとおり、本決算は法規に基づき適正に作成されまして、予算に基づいて適正に処理されているものと考えております。

ただ、１点懸念として申し上げておきたいのは、今回4,000万の歳入歳出差引が出ました。実質収支はプラスになったのですけれども、財政調整基金の残高が令和６年度末で3,400万、令和７年度にもかなり使っていますので、大分残高のほうが少なくなってきているという状況でございます。令和５年度については施設整備基金を8,000万使って、何とかやりくりしたわけなのですけれども、こちらのほうも今後施設整備ですとか解体に使っていく必要があるので、今後同じような運用を続けて、施設整備基金の残高が毎年減っていくようなことはあってはならないだろうと思っておりますので、ぜひ来年度予算、令和８年度予算を調製するに当たっては、市町村の負担金、構成市町の負担金をしっかり活用して、しっかりいただいて、基金の残高を維持するようにしないと、かなり財政運営が難しくなってくると思うので、そこのところは検討していただきたいなと思います。これだけ申し上げて、賛成討論といたします。

○村田裕子議長　次に、反対討論はありませんか。

竹田議員。

○６番　竹田悦子議員　議案第10号についてです。

令和９年度までに事業を進めなければ交付金が減額になるとの理由で今事業が進められていますが、一番は地元住民の方の合意と理解が必要であります。そうした点では丁寧に説明していきたいとしていますが、この間説明が十分ではありません。

また、一番は、幾ら費用がかかるのか、費用負担についても調整中ということで、まだ議会でも住民にも説明がされていません。

また、周辺整備についてもこれから協議するということで、盛土をした後にどうなるのかということも十分明らかになっていません。

さらに、この盛土をするに当たって、鴻巣行田北本環境資源組合が行った５か所のボーリング調査の結果を基に盛土の内容を決めていますが、盛土を行った後に施設建設については再度ボーリング調査を行って、どのような状況になっているかということも検討していきたいというふうなご答弁もされています。そういう点からいうと、やはりちゃんと本組合としてボーリング調査を行って、何か所か適切な場所にボーリング調査を行った後にやる必要があるというふうに思います。あそこの場所の形状は、宮殿落悪水路に用水路、水が流れていくわけですから、悪水路に近いところでは一層ぬかるみの状況になるわけで、そうした点からも、やはりきちんとした事業の進め方が必要であるという点を指摘し、反対といたします。

○村田裕子議長　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○村田裕子議長　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○村田裕子議長　続いて、日程第10、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長。

○大澤修一総務課長　それでは、議会行政視察研修（案）につきましてご説明を申し上げます。

事前に配付をさせていただきました令和７年度議会行政視察研修（案）の資料に沿ってご説明を申し上げます。表紙を１枚おめくりいただきまして、１ページをお願いいたします。まず、期日ですが、令和７年10月28日火曜日、29日水曜日の２日間でございます。

次に、視察先ですが、１日目は、新潟県村上市の「エコパークむらかみ」、２日目は、新潟県五泉市の「クリーンセンターあがのがわ」の２か所のごみ焼却施設を予定しております。

次に、視察の参加者ですが、組合議会議員と正副管理者及び事務局２名の18名でございます。

視察の目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的としております。

次に、集合場所についてですが、大宮駅18番線ホーム、上越新幹線とき307号の５号車乗車口付近に午前８時30分集合とさせていただきます。

なお、集合場所、時間につきまして、ここでおわびを申し上げます。今回乗車をする新幹線は、熊谷駅にも停車をいたしますが、事務局で熊谷駅には停車しないとの勘違いがございまして、大宮駅集合としてしまった経緯がございます。気づいた時点で、乗車券につきましては、最寄り駅から新潟駅までの往復乗車券を既に手配済みであり、なおかつ団体扱いでの申込みということで、乗車区間を変更することができないとのことでございました。皆様には余計な時間を取らせてしまうことになってしまいますが、何とぞご了承いただき、ご協力をいただきたいと存じます。大変申し訳

ございませんでした。新幹線の発車は８時47分となりますが、集合を確認次第乗車していただきます。

２ページをお願いいたします。視察の日程でございます。集合時間の８時30分までに間に合う一例をお示ししてございます。大宮駅に集合した後、８時47分発の上越新幹線とき307号に乗車をしていただき、新潟駅に10時21分到着となります。新潟駅からは、貸切りバスを利用して移動し、村上市内で昼食を取った後、エコパークむらかみの視察を行います。視察後は、そのままバスで宿泊先へ向かい、ホテル到着後、意見交換会を兼ねまして、宿泊先ホテル近くの飲食店での夕食となります。

２日目は、ホテルを９時に出発し、貸切りバスを利用し、クリーンセンターあがのがわを午前中に視察をいたします。視察後は、新潟市内の北方文化博物館で昼食及び見学を行い、新潟駅15時38分発の新幹線とき328号に乗車、17時15分に大宮駅到着となります。

参加される方のＪＲ最寄り駅から大宮駅、新幹線の往復乗車券につきましては、事務局で事前に用意をさせていただいてございます。

３ページをお願いいたします。視察先の概要でございます。１日目のエコパークむらかみは、村上市が公設民営方式（ＤＢＯ方式）で運営するストーカ式で、47トンの炉を２炉有し、粗大ごみ処理施設が併設する施設でございます。

次に、２日目のクリーンセンターあがのがわは、２市１町で構成します一部事務組合が公設民営方式（ＤＢＯ方式）で運営するストーカ式で、61トンの炉を２炉有し、マテリアルリサイクル施設を併設する本年４月から稼働している新しい施設でございます。

行政視察研修につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田裕子議長　ただいま総務課長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様のご参加をよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○村田裕子議長　日程第11、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

湯沢議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。湯沢議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田裕子議長　異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○村田裕子議長　以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

神田管理者。

○神田　隆管理者　議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、認定いただきました。誠にありがとうございました。

当センターは、昭和59年に稼働して以来、本年で42年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいております。深く感謝申し上げます。

ごみの処理は、住民生活に直結する重要な業務でありますが、現在の施設は老朽化が進んでいる状況であり、一刻も早く施設の整備をする必要があると考えております。

今後も現在の施設が安定的に稼働できるよう、種々の保守点検整備・修繕などを適宜実施しながら施設の維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○村田裕子議長　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○村田裕子議長　以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和７年第３回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　３時２２分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和７年１０月１５日

議　　長　　村　田　裕　子

署名議員　　岩　崎　　勤

署名議員　　杉　田　しのぶ

署名議員　　後　藤　耕　佑